

1. 議 事 日 程（2日目）

（平成25年那智勝浦町議会第4回定例会）

平成25年12月2日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

6番 湊 谷 幸 三……………45

1. 宇久井尾後地区開発に伴う諸問題について
2. 耐震改修促進法の改正で何が変わるのか
3. 旧グリーンピア南紀跡地について

3番 下 崎 弘 通……………61

1. 町長の政治姿勢について

2番 荒 尾 典 男……………67

1. ふる里納税について
2. 施設事業計画について

7番 田 中 幸 子……………71

1. 安心・安全 やさしい町づくり
2. 中学校給食の実施を

1番 左 近 誠……………77

1. 改正耐震改修促進法の施行
現状と対応策について
2. 観光と地元食材の融合 地産・地消の更なる推進について

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番 左 近 誠	2 番 荒 尾 典 男
3 番 下 崎 弘 通	4 番 森 本 隆 夫
5 番 曾 根 和 仁	6 番 湊 谷 幸 三
7 番 田 中 幸 子	8 番 東 信 介
10 番 山 縣 弘 明	11 番 中 岩 和 子
12 番 引 地 稔 治	

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長 寺 本 眞 一	副 町 長 植 地 篤 延
教 育 長 笠 松 昭 紀	消 防 長 中 嶋 秀 和
参 事 藪 本 活 英 （総務課長）	総務課新病院 建設推進室長 浪 花 潔
会 計 管 理 者 久 原 章 功	病 院 事 務 長 八 木 敦 哉
税 務 課 長 城 本 和 男	住 民 課 長 玉 井 弘 史
福 祉 課 長 福 居 和 之	観 光 産 業 課 長 松 下 安 孝

建設課長 橋本典幸

水道課長 藪根敏夫

教育次長 瀧本雄之

総務課副課長 矢熊義人

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之

事務局主査 寺地 強

事務局副主査 脇地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（森本隆夫君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って、6番湊谷議員の一般質問を許可します。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、ただいまより一般質問を行います。

3点ほど通告しておりますので、まず初めに、宇久井尾後地区開発に伴う諸問題についてということで質問を始めたいと思います。

この宇久井の尾後地区、このことについては、ここの理事者側の皆さんは知っている人はほとんどいないと思いますけどね。これは昭和40年代だったと思うんですね。飛行場をつくると、遊覧飛行するための飛行機だったと思いますけどね。そういうことで、宇久井の、町からの働きかけもあったんだと思いますけど、宇久井の有力者たち何人かでこのことについて熱心にこの地権者に土地の提供をお願いしたということで、チスイがほとんどこの尾後地区の田んぼと山を取得したんですよ。その当時、県の職員だった人の話なんかを聞きますと、県のほうでもこのことについては推進していたらしく、その県の職員の方も県の上層部からその土地の提供についていろんな圧力があつたというふうに聞いております。そのために、2人の方の話なんですけど、この方たちは土地を手放したということを聞いております。そういう中で、私、青年会当時、昭和四十五、六年のころの話だったと思うんですね。このころ町長選挙がありまして、その町長選挙の争点にもなったわけですね。その当時、町だったかどこだったか知りませんが、説明がありまして、私たち青年会も集められまして説明を聞いたんですよ。その中で、背後地は飛行場にすると、手前は球技場とか野球場にするんやという夢のある話をいただいた。そういうことで、その後計画、話だけで終わったんですけど、平成9年3月12日にチスイのほうから宇久井区のほうへ申し入れ書が来まして、あそこの開発というんか、農転のための開発行為について同意してほしいというお話が来まして、区のほうでは、その当時チスイは個別に利害関係団体、宇久井漁協、湊区、宇久井区と個別にこう交渉しておったんですけど、3者で同じ話をしてもらわんと困るよという話の中で、3者で3回ほど、2回かな、ほど協議会を持ったわけですね、宇久井漁協、湊区、宇久井区と、でこのチスイと。そういう中で、主に濁水処理と埋め土というんですか、埋め戻す土の高さについて議論が集中したわけで

す。その当時宇久井区のほうは、チスイは5メートルの高さまで埋めるというお話だったんですよ。だけど、宇久井区のほうは、そうなれば、というのは、漁業協同組合のほうは環境保全という意味で山を切ることはまかりならんというお話だったんですね。これは土地造成の話ですけど、だけど農地転用するための書類を整えるための話なんですよ、最初は。それで、持ち込み土砂でもって土地造成をすると、その高さは5メートルだと、現状高より5メートルだというお話だったんです。だけど、宇久井区のほうは、先ほど申し上げたとおり、2.5メートルにせえと、そない高する必要ないやないかという話で、決裂したんです、決裂。向こうは5メートルに固執する、宇久井区は2.5メートルに固執するという中で決裂したんです。それで、再度平成11年10月29日にチスイのほうから呼びかけがあつて、宇久井区とのみ協議会が持たれた。というのは、恐らく私記憶定かではありませんけど、その当時の記憶では、湊区も宇久井の漁協も既に同意したというお話もその当時聞きました。そういう中でのチスイ側の申し入れだったと思うんですね。それを受けて平成11年12月1日に宇久井区とチスイの間で協定書が結ばれたと。この土地造成について、農転のあれは恐らくあの当時の話では、京都の近畿農政局のほうから農転の許可がおりたというお話でした。広いですんで、農地が、県の権限外で近畿農政局のほうから許可がおりたと。その当時、建設土砂の公共残土、町も含めてですよ、公共事業したときの後の公共残土の受け入れ先がなかったわけですね、この辺に。県のほうでも、どうしてもこれこういうところを確保したいというそういう思惑があったんでしょう。すんなりとその土地造成の許可がおりたということですね。私ね、初めのうちは公共事業も小泉改革なんかもありましてなかなか進まないという中で、持ち込み土砂も少ないと、なかなか目に見えて尾後地区の様子は変わってないと、変わらないと、そんな状態でしたけどね。ここおとしの9月4日の台風12号による災害を受けて、その持ち込み土砂が飛躍的に多くなったと。もう今の現状、課長見ておわかりだと思いますけど、私もきのうもう一回確認に行ってきたんですよ。少し奥のほうで土羽をたたいて工事をしているようですが、これは土地造成にかかわる設計書、設計図書なんかありますね。今までは県が監督するんだとずっと思っていましたんで、だけど区のほうから資料をちょっといただきまして、それを見ますと、あなた24年3月25日に、これはもう3年前から町の監督、町の事務になりましたと、権限移譲でそうなったんでしょうけど、そういうお話ですんで、きょうはひとつ監督官庁としての立場から私の問いに答えていただきたい。

まず、あそこの土地造成の図面というのを持ってますでしょう、持ってるでしょう。そのことで、大きく今の現状は乖離しておると思うんですよ。その点についてどう思いますか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員から経過説明がありましたが、再度簡単にこの開発についての経過を説明させていただきます。

宇久井尾後地区の開発につきましては、申請者から平成11年12月10日付で宅地造成に関する工事の許可申請を和歌山県知事に提出し、平成12年3月24日付で和歌山県知事が許可をしてお

ります。宅地造成の申請面積は11万5,600平方メートル、宅地になる面積が7万2,125平方メートル、宅地造成の目的は鋼製型枠置き場及び資材置き場です。盛り土量が54万立方メートルです。議員御指摘のとおり、公共残土の受け入れで盛り土を行う計画でございます。当初の計画では、許可日から6年で完成の予定でしたが、搬入する公共残土が少なく、土砂が搬入されていない状態が長く続いておりましたが、平成23年の台風12号の災害により一気に土砂が搬入されました。現在工期の変更により、現時点での工事完成予定年度は、町のほうへ提出されている文書は平成26年3月31日となっております。議員御指摘のとおり、平成22年4月1日より宅地造成の許認可は県から町へ権限移譲されております。現在は町が計画に基づく指導を行っております。議員御指摘のとおり、申請書には地元区といたしまして、宇久井区、湊区及び宇久井漁協の同意書が添付されております。

議員先ほど言われました今回の問題といたしましてのまず1つ目は、盛り土の高さがございます。和歌山県から引き継いでおります当初の設計書がございまして、地元区とも現場へ視察に行っておりますが、当初の計画より盛り土高がかなり高くなっているのは現状でございます。今申請者のほうから、盛り土の高さにつきましては、最終形、今の段階ではまだ仮盛り土の高さということで、今後さらに低くできる場所もあるということでお聞きしておりますので、最終形の図面を早期に町のほうへ提出していただくように指導しております。今後、最終案をいただければ、それを町としても指導し、かつ地元区、宇久井区、湊区、さらには漁協と十分その最終案に基づいて協議をさせていただいて進めてまいりたいと思います。それ以外にも何点か問題がありますが、やはり高さの問題が一番地元区にとっても影響の出る部分だと思いますので、先ほど言いましたとおり、地元区及び漁協と今後十分詰めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） その件についても、区も、宇久井区は独自に覚書などを交わしてということですけど、そうであれば今までどおり、今までもそうであったように、地元区と工事の施工者というんですか、事業者のチスイとの話し合いによって、いろいろの協議によって、ちゃんとしてないやないかと、してくれよと、そういう話しかできんわけですね。だけど、今度は町がこれの事務の責任を持つと、事務をとり行くと、監督する立場にあると、これから置かれるわけですから、町が地元の利害関係団体の3者の意見を体して、設計図なり、あるいは施工方法なりを指導していくと。町が許可を与えん限りは、同意しない限りはこの事業は進んでいかないわけなんですからね。だから、主体性を持って、区に任すのではなしに、区やその利害関係団体の意見を体して指導していくと、そういうことをしてもらわんと、区の役員も大変なんで、かわっていきますんで、区の役員というのは。だから、最初の、そういうことをしてもらわんと困るんですよ。行政は責任者がかわったとしても、体制が変わったとしても、その姿勢は継続していきますんで、やっぱり行政が前に出てやらんと、これは何も解決できないということです。ひとつその点についてどうですか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在地元区、それと町、それと申請者の3者で新たな覚書を締結して、今後の完成に向けて諸問題を解決するために覚書を交わす予定で、現在素案をつくっているところでございます。それに基づいて諸問題を解決して完成に向けて、最終決定は町のほうの完成検査で完了というところになりますので、町が最終的には結論を出す形になりますので、そういった形で進めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 前に戻りますけど、この最初の協定書を結ぶに当たって、この計画概要説明書というのが区に宛て提出されておる、知ってますか、課長、知ってますか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） はい、申請書のほうに計画概要書というのが添付されております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） これを読みますと、山林に伐開工事はやらないと書いておりますね。だけど、伐開工事やってますね、至るところで、あっちもこっちもで伐開されてますね。そして、調整池には二級河川尾後川を調整池へ引き込みまして、それから直接濁水処理機でもって長野川へ放流するとも書かれてますね。だけど、全然やられてないと、このことについてもやられてないと。だから、だまされてるんですよ、我々は、区民は。私も当時、その当時、向地区の区長でしたんで、そこは4区でもって一緒に運営してますんで、区長、総区長制をしていますんで、単なる区長ですけど、役員ですけど、このことについては最初の議論の段階では私も区の役員だった、よく知ってるんですよ。だけど、やられてない。だから、信用できないんですよ、言葉だけでは、言葉だけでは信用できない。信用せえ、信用せえという話もありますけど、信用できないんですよ。だから、そういうことでもってひとつ対処していただきたいと思います。同じ三木隆廣さんですんで、代表者は、このときの説明、専務だったと思う、常務か専務だったと思いますけど、今の責任者と同じ人がやっている、対応しているんですから、そこら辺もひとつ頭に入れておいていただきたいと。

そこで、今は川やら溝やら何やらわからなくなってる河川尾後川がありますね。あそこは町の管理河川だと。この際、尾後川の河川改修計画もつくったらどうですか。その点についてお答え願いたい。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

尾後川につきましては、議員御指摘のとおり、町管理の河川でございます。昔からの石積みの方ですので、整備計画も現在のところはできておりません。申請者から全体計画の最終案が近々届く予定になっておりますので、その時点で断面をできる限り確保していただいて、盛り土とあわせて河川の断面をつくっていただければ、町としても有効に利用できるかなとは考えております。改修計画につきましては、なかなかまだできている状況ではないんですけども、

先ほど申し上げましたとおり、断面を少しでも確保していただける最終形に持っていけるように申請者と今後協議させていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） あの尾後地区というのは、ほとんど全部田んぼだったんです、田んぼ。遊水地という考え、遊水地と、初めから遊水地にしたわけではありませんけど、田んぼだったんです。だから、自然の遊水地になっている。だから、河積も少ないんですね。別にあふれ出ても田んぼへたまるだけで、水が滞留するだけですんで、家もありませんし、まあまあ別に滞留しても稲は流されるほどの高低差もありませんので、尾後地区は。だから、支障なかったということで、河積は小さいんです。だけど、今ひどいところになると、十四、五メートルもあるんですけど違いますかね、盛り土の高さが。ほとんどが5メートル以上だということで、あの小さな河積だとあふれますよ。あふれてもどこへ行くこともない、そしたら下流へ流れるかというても、今はまだ長野川河川改修できてませんので、どうしてもあふれてくると。我々消防団で2回ぐらいしかあそこ出動したことないですよ、42号の大場の石油店のあのあたしつかります、浸水しますね。私、28ぐらいのときから消防団員になって、六十四、五までやったんですよ、消防団。だけど、二、三回しか出動したことないですよ。今は毎年何回も出動してるでしょう、消防団が。というのは、そら最近の雨量が比較的雨量の大きい雨が降るということもあるでしょうが、やはり尾後地区の田んぼが遊水地になっていないと、その分全部流れてくるんです。調整池もありますよ。だけど、調整池はあれ尾後川から引いてないんですから、それで私、その容量も少ないと思うんですよ。最近、区のほうから向こうの道も水没したあるやないかという話で、向こうへ行く道をつけたというんで、きのうも行って見てきたんですよ。そしたら、ダンプ2台がこう交互してもまだまだ余りあるような道になってる。というのは、そんなけ土を掘れるから、そこへ埋め戻すことができる、得なんですよ、彼らは。その点、調整池が少なくなったと。何を考えたんのかなと思う、そういう思いもいたしますが。あそこは当初の計画では、先ほど言ったように、まず尾後川の水を調整池へ引き込んで、それから濁水処理をして長野川へ流すということが約束だったんですからね。あの調整池、この間区の皆さんとチスイのその現地の担当者がいろいろ質疑応答してましたけど、私もその場へ来いということで、その場へ出席させてもらったんですけど。何かあの調整池が造成終わったら取り払っても構わんような雰囲気、取り払ったらあかんというて、そのまま残しておけというのが区の主張でしたけど、当たり前の話で、あの調整池は遊水量という、遊水力というんですかね、遊水量が、遊ぶ水ですよ、遊水量が少なくなった分だけあの調整池で調整するという、そういう役目ですんで、あれはあの広さはあれでいいか悪いかは私知りませんよ。だけど、その遊水量に見合う調整池をつくらんと、つくってる、これは未来永劫調整池は残していかなんといかんと思うんですよ。だから、担当者も余り素人みたいな考え方しているなという、そういう考え方してあるんです。尾後川、一義的にはやっぱり那智勝浦町が整備改修していかなんといかんということでしょう。つい任すんではなしに、チスイに任すんでは。あなたたちはこんなけの河積

が必要だという根拠を示して、そしてチスイと、土地の提供もしてもらわんといかんでしょう、交渉するべきだと思いますが、その点についてどうですか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 調整池につきましては、現在申請書に基づいて2万4,500平方メートル、13万立方メートルの水をためる計画でもうできております。本来宅地造成につきましては、工事が完了すれば調整池の規模を縮小するという場合が今までは多いんですけども、地元区からの要望もありますとおり、調整池につきましては、尾後川の水が一旦そこでためて長野川へ流すという本来の計画でございますので、調整池の存続につきましては、町としても引き続き申請者のほうへ要望してまいります。

それと、現在流域の最終長野川の建設が県事業によって進められております。今回尾後川から長野川へ水を流す場所も既に計画の場所になっておりまして、今後少し時間はかかると思うんですけども、そういった部分で浸水対策の解消も行われていくと思います。尾後川につきましては、議員御指摘のとおり、できる限り断面を大きくとりながら、今後災害、浸水等に耐えられる、100%耐えられるかと言うたら疑問はありますが、できる限り耐えられるように指導していきたいと思っておりますし、なおかつ調整池の流入というんですか、導入部分につきましても、もう少しスムーズな形で尾後川から調整池へ入れるように指導させていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 次に、町道の件なんですけど、オガ淵と言っても課長御存じかどうか知りませんが、オガ淵、ふちがあるんですよ、あそこをオガ淵と言うんです。私らそこから上からよく飛び込んだりして遊んだもんです。あそこはこの間の台風12号では大きく崩れてますね。あそこはあの辺はどうするのかなということもありますけど、全体的に町道についても見直していかなといかんと。今はもうどこが町道やら、どこが工事道路やらわからんような状況ですね。町道についても、現道は今水没してますね。だから、どうしても、あそこを調整池にするのであれば、恒久的な調整池にするのであれば、あそこはもう通ることができん、橋なんかつけられませんので、どうしても迂回せなならん。そのことも含めて、町道についても、向こうには地権者もありますんで、奥に、地権者もありますんで、あそこを廃止するというわけにもいかんと思うんですよ。だから、町道についてもひとつ町のほうも積極的に図面を描いて、こういうふうにせえと、おまえとこはこういうふうにしてしもうたやないかということでひとつ指導していただきたいと思いますが、その点についてどうですか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

町道につきましては、造成の中に宇久井45号線が存在しておりまして、現道は今調整池が設置されているところに現道が通ってございましたが、現在申請者のほうから計画案が出されております。延長につきましては約900メートルございまして、先日案の図面をいただいたんですけども、町として指導を行わさせていただいております。今後は計画案が固まり次第、地元区

へも案を持っていかせていただいて、幅員とか側溝の形も説明しながら、なおかつ奥の人が早く利用できるように早期に着工をするように町のほうからも指導していく方向でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） あそこは単なる土地造成ではなくて、宅造という文言も入ってますんで、宅造であれば、その土地を有効に利用するための道路というの必要だと思いますよ。そのことも含めて総合的に絵を描かすと、その絵に基づいて完成形に持っていくと、強力にひとつやっていたきたいと思います。

余談ですけど、仁坂知事も、あの人、あの知事はチョウチョウが好きなんで、災害前、20年か十何年か知りませんが、平成、チョウチョウを採取しに来て、いいとこだなというような、尾後地区ですよ、最近の話ですよ、そんな言葉もいただいたというような話も聞いておりますんで、乱開発にひとつ歯どめをかけて、誰が見ても、開発行為はいいか悪いか別にして、誰が見てもきれいに仕上がったなというような形になるようにひとつ指導していただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 今後完成に向けて地元区及び漁協と十分協議して進めさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） 傍聴者に宇久井の区の役員もようけ来ますんで、ひとつきょうのやりとり聞いてますんで、精力的にひとつ取り組んでいただきたいと思います。

次に、耐震改修促進法の改正で何がかわるのかという通告をしておりました。この通告忘れてまして、どんなのかなと、何を聞いたらいいかなと思うて朝来たばかりなんです。このことについてひとつ担当課の御意見をお聞きしたいと思います。

この耐震改修促進法というのは、私もちょっとこれを質問するに当たって調べてきたんですよ。これは阪神・淡路大震災を受けて耐震改修促進法というのがつくられた。それに基づいて、うちの行政でも耐震診断について補助金を交付してますね。これをこの法律の施行に伴ってやられていることでしょうか。その点についてどうですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

現在、当町におきましては、木造住宅につきまして、昭和56年6月以前に建てられた住宅につきまして耐震診断、耐震改修設計、改修、そういったものに対して補助は出させていただいておりますが、大もとはこの法律に基づくものとなっております。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） それで、なかなかまあ現状としては国交省の思いどおりに進んでいかないということでしょうがね。そういうことで、11月25日、つい先日、耐震改修促進法が改正されたと。特定建築物というんでしょうかね、緊急安全確認大規模建築物と言うそうですけ

ど、これは病院、店舗、旅館等が階数が3階及び床面積の合計が5,000平米以上はとかいろいろ書かれていますね。幼稚園、保育所は1,500平米以上、小・中学校などは、これ階数2ですけど、両方とも階数2ですけど、合計3,000平米以上とか、こう規定があって、今までは努力義務でしたね。だけど、今度は義務化されるということでしょうね。それと、新聞報道などによりますと、熱海なんか老舗の旅館が多いという中で、このことについて多額の費用が発生するので、もう旅館を廃業しようかというような話も出ているというような新聞報道もありましたね。本町にとってもいろいろ影響があるかと思いますが、旅館なんか、ホテルや旅館で影響のあるところもあるんでしょうかね、5,000平米以上、あるいは3階建ては幾らもありますね、あるんでしょうかね。その点についてひとつ伺いたい。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律、これの一部改正が公布が25年5月29日でしたけども、それから6カ月以内での施行ということで、去る11月25日施行されてございます。この改正の主なものは、議員御指摘のことのとおりでございますけども、かいつまんで御説明申し上げさせていただきます。

まず、県の耐震促進化計画というものがつくられてございます。そちらのほうに記載された既存耐震不適格建築物、これにつきましては56年度の改正により耐震を満たしていない病院、官公署、公益上必要な建築物、これにつきましては診療所とか電気通信事業施設などを指しておりますけども、そういったものの耐震診断の義務化、義務が義務づけされてございます。それともう一つ、倒壊により道路を閉塞するおそれのある通行障害既存耐震不適格建築物、これにつきましても義務化されてございます。これにつきましても県のほうの耐震促進計画によりまして路線等が指定され、それに隣接する建築物で高さが6メートル以上、いろいろ条件ございますけども、そういったものが該当するかと思います。そういったものにつきましても耐震診断の義務化がつけられてございます。当町にとりましても一番大きな問題となつてございすのが、今議員さんおっしゃられたとおり、昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物と、そういったものにつきましては27年12月末までに耐震診断をなさい、こういった形で義務化されてございます。それにつきましては、病院、店舗、旅館等は3階以上は5,000平方メートル以上、避難弱者等が利用する老人ホーム等につきましても、2階以上、5,000平方メートル以上、小・中学校につきましても2階以上の3,000平方メートル以上、そういったものが指定されてございます。それと同時に、その耐震診断の結果を同じ27年12月末までに報告なさい、その報告に基づいた内容を公表しますというような規定も盛り込まれてございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） あのね、課長、それはわかってるんですけど、本町においてその対象にな

る旅館等は、名前は要りませんが、あるんですか、あるとすればどのくらいあるんですかね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

ホテル、旅館等につきましては、現在那智勝浦町にあります大手のホテル、旅館というところは全て該当してまいりと考えております。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

現在、観光産業課のほうで把握している部分につきましては、該当するホテル、旅館は7件、そして該当する施設は13棟を把握しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私、二、三棟かなという、そういうふうに思っ、13棟もあるんですね。

そういうことで、これは事務の件はどこの事務するのかなと、これは2年以内に公表するということなんです、公表する前にこの結果については、これ商売なんです、この人たちは商売なんです、どうしてもインターネット上とか、そういうところで自己申告という、自分で公表することになると思うんですよ、公表される前に。そしたら、今インターネットでこう旅館とかホテルの予約をしている方が多いですね。私もたまにはするんですけどね。そういうところで耐震診断の結果、不適合と、不適やと、適合してますという、そういうことが一つの宿泊者、来町者というんですか、宿泊者のそれを選ぶ上での一つの大きな要素になると思うんですね。そういうことで、不適になって、そのまま据え置くということは、そのままにしておくということとはなかなか宿泊者を受け入れる上でマイナスになると思う、少なからずのマイナスと違う、大いにマイナスになると思うんですよ、そのまま放置しとくと。その辺について町長どういふふうにお考えですかね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

まず、その公表につきましてですけども、公表先はまずは和歌山県、行政官庁ということで和歌山県のほうに報告することになります。報告の仕方につきましては、様式的にはある程度ひな形というのは作成されてございますけども、その公表につきましては、即座に耐震診断して報告された事業者、あるいは27年12月まで引っ張って耐震診断を受けて報告された方々、そういった方で不公平が生じないような公表の仕方を考えてるということで聞いてございます。事業者各自が公表しなさいという、そういった規定はございません。結果的には県が公表することになってくるかと思いますが、今回の法律の改正の中には、その耐震診断の結果に基づき、耐震化が認められた建物に対して、この建物は耐震化できてますよという表示ができるということになってございます。逆を返せば、そういった表示ができていないところは耐震化ができていない、そういうことでホテル等利用される方につきましては一つの選択の指標とい

うんですか、になるかと思われます。そういった形で耐震化できているという表示ができていないということは、これはもうホテル業者等にとりましては非常な痛手になるものと思ってございます。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） 公表されるということは確実なんですね。だから、公表される前に、要するに私先ほど言いましたように、インターネットでもって旅館なりホテルを選ぶ時代ですね、今。半分はそうしてるのと違いますかな、個人的には、個人的にはひょっとしたらそれより多いかわかりませんよ、ネットで宿泊先を選ぶと、そこにはいろんな条件が、いろんなこと書かれてある。その中に耐震性の問題も一つの要素になってくると思うんですよ。だから、皆さん悩んでるんですね、新聞報道によりますとですよ、直接旅館の経営者から聞いたことありませんけど。そこで、この耐震診断の補助というのも全国で10県ほど補助があるということですね。和歌山県もその中の一つに入ってますけど。この県と国の、国はもちろん一律にするんだかどうか知りませんが、県を通して補助するんでしょうけど、その補助率というのはどんなものでしょうね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

耐震診断等に係る補助率というお話でございます。これにつきましては、国のほうでは補助制度がございます。一般的にいきますと、耐震診断の場合、国の補助は3分の1です。補強設計の場合も同じく3分の1、ほんでそれと耐震改修につきましては、国は11.5%ということになってございます。こういった補助率の中で、全国的には10県ほどあるかと思えますけども、県のほうで独自に補助制度を設けているところがございます。この中には和歌山県も含まれてございます。ほいで、県のほうで補助をする条件ということで、まずはホテルと市町村と協定を結んでくださいよということが示されてございます。その協定を結ぶことによりまして、先ほど申しました補助率のほうが、耐震診断では国のほうは2分の1まで上乗せされてございます。それに県の補助が3分の1、したがって事業者負担は6分の1ということになってございます。同じように耐震改修につきましては、国の補助が5分の2まで上乗せされます。県の補助が15分の5、事業者負担が15分の4というような形で現在示されてございます。先ほどホテルと市町村で協定を結んだ場合というふうなことで申させていただきましたけども、その協定書のひな形というんですか、県のほうとしましては、最低これだけの内容を盛り込んだ協定を結んでほしいということで示されてございます。それによりますと、まずは被災された方が、これはもう県内だけでなく広域的な方の受け入れを行っていただきたい。応急仮設住宅ができて転居できるまでの間、最長で3カ月ですけども、その間ホテルのほうで収容をお願いします。ほんで、収容可能人員の半数以上が収容可能である。居室、風呂、トイレ等も提供してください。布団の提供、テレビ、ラジオ等での情報提供、そのようなものについて協定を結んだ場合に県のほうは補助を出しましょうということで現在動いてございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） 協定の内容というのはおかしい、変ですね。何か知らんけど、お願いすることを協定書でもって協定すると、だけどこのお願いを聞き入れたらこんだけの補助を与えますよと。しっくりきませんな。そういうとこで、そうでしょうけどね、笑えてくるような話ですね。私もこの耐震診断、耐震補強、また耐震診断の結果、耐震性がないということの公共施設については、以前からひとつどうするんだと、建てかえも含めて耐震補強はせんのか、建てかえはせんのかという一般質問もさせてもらったわけですが、これはちょっと飛躍しますけど、こういうことで国も県も住宅の耐震改修の促進については、いろいろな補助も含めて、法律の改正も含めて力を入れてると。そういう中で、この間、今議会の冒頭に町営住宅の管理条例の改正ありましたね。そういう中で、この町営住宅、公営住宅の建築年度も含めての資料をいただいたわけですが、これを見ますと、全部と言っていいほど、全部56年度、56年以前の建物なんですね。鉄筋コンクリートの3階建てとなりますと、宇久井は昭和56年のいつ建てたのか知りませんが、56年と書かれてある。また、天満の第3団地についても、4階建てで昭和54年度ということになっている。ほかの木造住宅あるいはモルタル住宅なんかは皆古い建物です。これの耐震診断なんかどうするんですか。今までしたという報告なんか一回もありませんけどね。町長、この件についてどうお考えですか。あなた防災に力を入れていくというようなことを言ってますけど、これも防災の一つです。この点についてどういう考えを持ってるか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

今議会の冒頭につきまして、町営住宅の一覧表を提出させていただきまして、町営住宅につきましては、建築年度がかなり古いものばかりでございます。法によりまして、56年以前の建物は耐震診断並びにそれによって耐震が必要であれば対処が必要という法律がもう施行されております中で、町営住宅につきましては、ちょっときちっと調べてないんですけども、宇久井以外はそれに、56年完成ですので、これ以外は全て当てはまると承知しております。ただ、耐震診断等はまだできてないような状況でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） こればかりやっても時間ありませんけど、もう少しお聞きしたいと思います。これは宇久井以外はというお話でしたが、これは宇久井は恐らく確認申請出したときは56年ということですので、恐らく55年だと思うんですよ。だから、この55年は経過措置なんかあるかもしれませんが、恐らく建築基準法が改正されてないときの確認申請だったと思うんです。だから、よく調べてみないと、これもひょっとしたら耐震診断の対象になるかもしれませんよ。そういうことで、一般の住宅なんかに補助金もありますんでひとつ耐震診断してくださいよ、耐震改修してくださいよという姿勢でもって行政は臨んでいると思うんですね。だけど、自分とこの、これも普通の住宅だったら、個人の住宅だったら、そこの世帯が入るんで

すから、持ち主が。だけど、これは不特定多数の人が結果的には入ることになるんですよ、変わるから。だから、不特定多数の人が利用するという範疇にも入ると思うんですね、広義に解釈すれば。だから、これは恐らく進めていかざるを得んと思うんですね。いろいろなことを計画しておりますがね、足元を見てやらんといかんと思うんですね、町長、足元を見て、こういうこともあるんですね。橋の改修も必要でしょうし、こういう耐震診断をしてこれをどうするんかという議論もなされぬままに防災、防災言うても、これは空論にしか聞こえませんか。これについて町長どう思いますか、町長、町長。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

先ほどちょっと答弁漏れあったんですけども、今年度町営住宅の長寿命化設計業務委託でもう既に発注しております、全体を見直しをさせていただいておりますので、それによりまして今後業務委託が完成すれば補助対象として工事ができますので、今年度委託事業を発注しておりますので、年度内にそういった資料が上がる予定となっております。済いません、ちょっと先に言えばよかったんですけど。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今課長答弁のとおり、結果が出ればまたその辺のほうも検討させていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 来年度予算も編成時期がもうすぐそこに迫ってると思うんですね。だから、心づもりですよ、心づもり、こうしていかんとね、何の心づもりのないままに結果が出てきてもそれに対処できないということなんで、その点をひとつ考えていただきたいと。

この件についてはこれぐらいにして、まだ聞きたいことあるんですけど、時間あと30分しかありませんので、まず本題のこのグリーンピア南紀跡地についてお伺いしたいと思います。

このことについては初めからの経過も書いてあるんですけど、ざっと、最後に平成22年8月26日、那智勝浦町、太地町両町名で湊組へ対して協議の終了を通告したということになっておるんです。その後どんな動きがあるんでしょうね、何にも聞きませんけどね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

確かに平成22年8月に湊組との協議は終了してございます。その後の動きということでございますけども、現在那智勝浦町域の山の部分で那智勝浦新宮道路の延長工事が進められてございます。そういったこともございまして、町としてまた積極的に業者の誘致、そういったことには現在はありません。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そのことについては既に織り込み済みで、ボアオとの賃貸借契約の中에서도それを織り込んだ上での賃貸借契約だったと思うんですよ。あれがあるから募集できんとい

う、そんな話ではないでしょうが。というのは、これは6年前だったと思いますよ、第3回定例会でボアオとの契約解除に関する決議が可決されて、可決されました。そのときですよ、町長、あなたは希望する企業は幾らでもあるということもおっしゃってたじゃないですか。希望する企業は、私は町長、それを推進した側は、ないんと違うんかというお話もしたと思うんですね。あなたは幾らでもあると。だから、あなたが町長になってですよ、期待しておったんですよ、幾らでもあると言う人が町長になったから、この件については。だけど、今になってもあそこの問題は、あそこの開発について、開発というんか、整備については何の進展もないと、そのことについて町長どう思いますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

確かに今そういう方面の企業誘致のほうは行っておりません。22年8月という湊組との協議終結からいろいろ模索はしておったんですけども、3・11とか、うちの大水害、この2年間というものはそういうところはなかなか手が届かなかったというのが現状でございます。そして、今国交省のほうで近畿自動車道の紀勢線のほうの今川関インターから太地インターまでの間の工事を進められております。そういうのがうちのグリーンピアの敷地内をいろいろとその工事のために使用しておるところでございますので、その工事が終わらなければなかなかその見通しも立たないかなというところで、今のところ積極的には企業のほうへも誘致の話とか、そういう方面はまだ行っておりません。今後はもしそういうことのめどが立てばまた積極的に企業のほうも探し、誘致していくような方向で進めたいと考えます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、これは事業者を募集して、その事業者が、募集して何社もそれに応募してきたと、だけどあれが、あの工事がネックになってあそこ工事できんというそういう状況やないでしょうが。今の那智勝浦道路の工事の工事車両が通ってるのはですよ、あそこ全然利用してないから通ってるんでしょう。あそこ利用してあるんだったら、両側からあそこに、二河のほうからも工事用道路ついてるじゃないですか。もちろん市屋側からもつけれると。そういう中で、利用してないからあそこを利用しているということであって、あそこで事業展開すれば、そら国交省もそこを通らずにやる方法なんて幾らもありますわ。そんなに幾つもの工事用道路は必要ありませんので、何にも利用してないから利用しているというだけの話だと思いますよ。やっぱし積極的にですよ、というのは今、総務課長、あそこの維持管理に幾ら1年間要ってるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） グリーンピア南紀の維持管理料ということでございます。これにつきましては、24年度決算でいきますと総額で約1,300万円、そのうち人件費が500万円余りかかってございます。その他委託料でも同じように約500万円支払いしてございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 当時、平成19年12月31日で解決金1億7,000万円支払ったと、大方あの航

空写真も入れまして2億円支払ってあるんですよ、2億円、この決議によって。それからもう6年、1,300万円、あの当時2,000万円という話もありましたね、管理費が。1,300万円で推移したとしても、これは大方3億円近い金が支出されてある。これからもあと、17年ですんで、あと25年、26年、27年と3年間これ管理料要るんですね。また4,000万円近いお金が要ると。これを出して、その金をですよ、無駄に支出することできませんよ。そら国交省がこの管理料を払ってくれるんなら別ですよ。これ町単独の町の一般財源からここへ払うんでしょう。これ費用賄うんでしょう。一日も早く、あなたトップセールスするという言うてたんじゃないですか、トップセールスしてくださいよ。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今の道路の進捗状況からいくと、今後はそういう方面も考えて進めたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 道路の進捗状況というのは、27年あそこ完成するんか、28年にかかるかわからないんでしょう。そしたら、この協定書の期限は切れて、協定書で、これ10年間ちゃんと維持管理しますという約束のもとで8,300万円近いお金でもって町が取得したんですね、17年に。太地町は1億8,000万円ぐらいだったと思うんですよ。合計2億7,005万円ですかね、それで取得したんですね。その8,300万円のお金で取得して、費用にして最初2,000万円言うたんですよ、管理費が、維持管理費。だから、10年間そのまま放っとくと8,300万円と2億円、2億8,000万円、3億円ぐらいの金が必要だというような議論もここであつたと思うんですよ、その当時。だから、行政に対して早く受け入れ先というんですか、約束したとおり、国と約束したとおりの開発を進めていかんといかんという中でこういう問題が起きたんでしょう、ボアオの問題も起きたんでしょうが。これがそのままほらくっておる、もう27年はそこへ来ている。27年度以降どないするつもりですか。野と山に返すんですか。そういうわけにいかんでしょうが。町長どうされるんですか。27年まで恐らく今の論法で言えば補修もしないということでしょうね。どうするんですか、27年度以降。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 27年度以降のことなんですけれども、できる限りそういうふうな形で業者の募集を、企業の募集とか、いろいろ地域で有効利用できるのであればそういうほうも考えながら進めたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そういうふうな方向でと言ってもわかりませんね、どういう方向か。あそこ、太地町は当初は一緒にやると言うてるけど、今三軒町長になってから、福祉目的の施設、福祉ゾーンにするんやというお話だったと思いますよ。那智勝浦町は観光目的のリゾート開発の業者を選定して、あそこを観光目的で開発していくんだと、整備してもらいたい、していくんだという考え方だったと思うんですね。だけど、一緒になってやりましょうということでありますんで、だからまあまあ太地町との本町との利活用計画に基づいて活用されていくんだと

と思いますが、その点については今そういうふうというお話でしたが、そういう考えでよろしいのでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 隣の太地町ともそういうこともいろいろと話はしております。それは公式とかじゃなくて、個人的には太地町長といろいろなグリーンピアの利活用の問題についても意見交換はしているところでございます。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） 町長あのね、利活用計画については我々に示されてあるんですよ、町民に、こういうふう以太地町と那智勝浦町でこういうふうな形で利活用していきますと。それを今後も27年度以降も続けていくということですか。そしたら、管理費もずっと1,300万円、1,500万円ぐらいの管理費が要りますよ、それまで、そういうことをずっと続けていくということになる考え方ですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 27年まではいたし方ないかなと、ただ厚労省のほうから譲り受けたときには27年まで売却できないと、ボアオとの関係のときは割賦販売みたいな先で約束するような形でこうやったんですけれども、なかなかそういう用地売却とか、いろいろ企業の場合は用地の取得から始まっていろいろなことがあろうかと思うんで、27年過ぎればその辺もクリアできて、いろいろな企業の誘致の方法もあるんじゃないかなと考えます。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） 27年度までは今の太地町と一緒に最初の利活用計画に基づいてということでしょうが、あなた27年まで募集せんのでしょうか、していくんですか、幾らでもあると言うてながら、あれから6年たつんですよ。6年たつても、湊組なんかありましたけど、まあまあ検討委員会の中では湊組を推薦してきて、あなた方は太地町と行政との話し合いの中で、なかなか町民があなた方の計画では町民の理解を得られませんよという形で対応してもらったんでしょう。だから、ないんですよ。だけど、やはり決議をした、あなたが提出者で決議したんですよ、出ていけという決議したんですよ、契約解除の決議したんですよ。そのときですよ、幾らでもある言うたんですよ。ここへ、こういう話をしますと、全協で2人の東京の弁護士に聞いたでしょう、みんな。ボアオの一連の行為は契約違反に当たりますか、そしたら弁護士は言うたじゃないですか、契約違反には当たりません、だけど政治的にはどうかもわかりませんよと、判断できませんと、私たちは、だけど法的に判断するに当たっては違法性は一つもありませんと、違反性はありませんと、そういう中で、今ボアオを退場させたほうが先々幾らでもある、企業がどんどんどんどん名乗り上げてくれて、あそこの開発、整備計画についてはそのほうが有効やと、ほかの人にやらせたほうが有効やと、ボアオでやらせたらいつになるかわからんという、そういう論理だったやないですか。当時の初めてここへ登場した新人議員の皆さん皆あなたの意見に賛同して決議に賛成したと違いませんか。だけど、塩漬けということになった。その点について反省の言葉も一つもないやないですか。今どう思ってますか、そのこ

とについて。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あの当時、民意では中国系の企業に渡すというのは、私が聞く限りでは、当時中国系の企業に売却、割賦販売というんですか、不透明なああいうことにするよりも正解だったということは私は聞いてるわけなんですけれども、それは賛否両論、賛成推進のほうにとってはそういうことはないと言うかもわかりませんが、私どものほうの反対をやっている場合には、そのような声は多々私も聞いておったところでございます。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） あのね町長、そんなことを言ってるんじゃないんですよ。6 年もたっても何にもないと、下手したらあと27年まで何もないかもわかりませんよ、希望者は。そういうね、だけどあなた方はその根拠として、今退場、この賃貸借契約を解除しても、言うたらボアオのほうに違反性がなくても解除するということについて、政治的に那智勝浦町にとってはメリットがあると、ということはボアオに任せてもなかなか開発が進まんやないかと、だから彼らに退場させて、1 億7,000万円の解決金、和解金を払うても退場させて、新たに事業者を募集して、その事業者にもって、幾らでもある事業者ですんで、事業者に開発してもらうたほうが那智勝浦町にはメリットがあるという考え方の中で決議したんでしょう。で6 年間、今の話によると9 年間ないということですね、9 年間。このことについてどう思いますかと、反省はありませんかとお尋ねしてある。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 計画というんですか、その当時のボアオの関係でいいますと、タックスヘイブンの日本円で言うと1 万円の資本金で設立した会社ということが親会社のほうにあったと。現地法人は1,000万円という形でこうやってた。その会社が当時思い起こせば、その企業がグリーンピアを事業遂行していくだけの資金力はなかって、ファンドの形のような形で事業を進めるということになれば、そのファンドの見通しもあの当時はついていなかったというところからしたら、その会社が持ったさかといってこの事業が進んでたとは考えにくいところでございます。ただ、今私が反省しやるか、しないかということについては、今後は、私も災害からこっちいろいろなことも仕事の面では災害関係に力を入れておったところで、今後はまたそういうことも考えていきたいと思っておりますけれども、悲願として我々は高速道路の南伸を進めていく中では、この事業も成功させなければいけないというところから、今のところ工事完成が27年というところで、その辺まではちょっと猶予をいただければと思っております。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） 議論をすりかえてもらっては困るんですね。あなたはいつもこういう私との話はこういう議論、後ろの方もわからないと思います。それは決議のときの想定がうまくいけば、そら1 億7,000万円は無駄、2 億円近い金、1 億7,000万円と航空写真入れたら2 億円でしたね、2 億円近い金が無駄にならなかったということですが、うまくいってないんですからね。うまくいってなかったとしても、ボアオでうまくいってなかったとしても、この1 億

7,000万円、2億円、恐らく管理費も入れて、あと2年、3年のあの話だったと思うんですけど、大方2億5,000万円ぐらいのお金が払わなくて済んだんですよ、もしうまくいかなかったも。それでもって事業者が手上げてこなかったも今の状況と変わらんですよ。お金で言えば2億5,000万円ぐらいのお金がどっかへ飛んでったんですよ、我々の貴重なお金がですよ。そういうことを考えると、やはりいろんな理由を探したとしても、やはり反省してもらわんといかんと思うんです。反省のない行政には進歩はありませんよ。どうですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そういうことも反省も踏まえつつ、今後も検討していきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 初めて反省という言葉が出ましたが、その反省の内容については言及されなかったということであります。

時間が来ましたんで、これで終わらせてもらいます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開10時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時22分 休憩

10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、3番下崎議員の一般質問を許可します。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） まず、町長の政治姿勢についてということで4点ほどお尋ねいたします。

国の法律とか町の条例、規則等に基づきお尋ねいたします。

まず、工事請負契約についてということですが、町の財務規則の中で、契約の方法として一般競争入札と指名競争入札、そして随意契約がありますが、その中の第136条に随意契約の規定があるんですね。その随意契約についてお尋ねします。

第136条で施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表第3-2に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額とすると、その地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定ですが、随意契約について規定されておりますが、町長も知っていると思いますが、よく聞いていただきたいんですが、それは第1項で地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とすると。その中の第1号、売買、賃借、請負、その他の契約で、その予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に定める範囲内において、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとする。この第5表で、工事または製造の請負は市町村の場合、130万円と定められております。国の法律でこのように定められているんです。ですから、町の財務規則第136条の別表で、1の欄で、工事または製造の請負は、金額130万円と規定されているんです。町が随意契約のできる

金額は130万円ということになっていると思うんですが、間違いないか、お聞きます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

議員さん御指摘のとおり、財務規則上あるいは地方自治法施行令におきましては、工事に係る随意契約は130万円、そのように記載されてございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 次に、随意契約の見積書の徴取等として、第136条の2に、予算執行者は随意契約に付するときは2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。これで(1)で契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるとき、(2)で市場価格が一定している場合であつて、一般競争入札または指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき、(3)で1件の契約金額が10万円未満の物品の購入または1件の契約金額が30万円未満の工事、その他の請負をさせるときと規定されているんです。この30万円未満の工事の場合なら1人の見積もりでもよいということが規定されているんですが、間違いないでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

財務規則のほうにはそのように記載されてございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 次に、町長決裁についてお聞きます。

町の決裁規程の中で、町長の決裁事項として、第4条第2項の第13号に、契約価格300万円以上の契約の締結と規定しています。参考までですが、副町長の専決事項は、第5条の第11号に契約金額300万円未満の契約の締結と、300万円を超えない未満なら副町長の専決事項だということが規定されております。また、各課長の共通専決事項には、契約金額に関する規定は記載されておられません。ですから、300万円以上の契約の締結は町長の決裁事項だということで間違いないかどうか、お伺いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

決裁規程のほうにはそのように記載されてございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） そういうふうに決裁規程の中で300万円以上は町長の決裁規程であるということが規定されているわけなんですけども、また財務規則のほうに戻りますが、第3条に専決の規定として、第3条、町長は財務に関する事務のうち、これは支出に関することなんですけども、別表第1に掲げる事項については、それぞれ別表に定める者に専決処理させると。それで、別表第1ですけども、副町長は工事請負費300万円未満専決できると規定されているんです。課等の長ですが、工事請負費は10万円未満の専決と規定されております。この副町長、課等の長については、300万円以上になりますと、町長の決裁を受けなければならないというこ

となんです。ですから、工事請負の契約も、工事請負費の支出についても、300万円を超える金額については町長の決裁事項であるということで間違いないかどうか、お伺いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） そのように確認させていただきまして、それでは住民監査請求が出されていると思いますんで、その確認についてちょっとさせていただきます。

これも住民監査請求が出ておりますんで、今現在監査中なんで、その内容については聞きませんが、詳しい内容については、ちょっと建設常任委員会で報告されたこととか、そういうような点からちょっと確認させていただきます。

この件の市野々地内の町災害復旧工事の切り取り工事について、これまでに9月の建設常任委員会でその概要が報告されるまで、我々議員は民間の土地で民間業者が切り取り工事を行っているものと理解していたわけなんです。まさか町が災害復旧工事で23年度、24年度の2カ年で5,906万2,500円の工事費を随意契約等で支出していることは、委員会で報告があるまで全然知らされていなかったわけです。ですから、その前の決算審査のときも全然知らされていなかったんです。その後住民監査請求が提出されたとのことで、今度の議会で町長の町政報告でも、また委員会のほうでも報告が全然ありませんので、それちょっと確認させていただくんですけども、町内の住民から住民監査請求が10月8日付で提出され、10月10日に受理されたということですが、そのとおりなのか確認させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

確かに住民のほうから住民監査請求が提出されております。届け出が10月8日。当方のほうでは受理年月日は10月9日となっております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） この切り取り工事なんですけども、町外業者に随意契約で6回させている。その金額も町外業者だけで総額が3,980万5,500円となっているんですね。3,980万5,500円です。それぞれの金額を見ると、一番低い金額で、一番低い金額ですよ、1件当たり331万8,000円、一番低い金額で1件当たり331万8,000円。それから、一番高い金額で1件当たり833万7,000円と、この財務規則で規定されている随意契約の金額、130万円を超える金額となっているんですが、どういう理由により随意契約となったのか、町長にお聞きします、最終の決裁者なんで。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

町の財務規則並びに地方自治法施行令167条の2に規定する中で、工事の場合は、先ほど議

員が御指摘ありましたとおり、130万円というふうに定められております。ただし、地方自治法施行令167条の2第1項第5号の規定がございまして、その第5号の規定によりますと、緊急の必要により競争入札に付することができないときという条文がございまして、このときは随意契約ができるというふうに判断させていただいております。さらに、緊急の必要性とはという文言に対しまして、施行令の解説に、緊急の必要とは、例えば災害時においてとの明記もございまして、こういった文面を含めさせていただきまして、先ほど議員御指摘の工事につきましては、まさに災害時の緊急に必要な工事であり、隣接している住民、住宅への生命、財産を守ることを最優先にあると考えさせていただきまして、随意契約により契約をし、工事をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その緊急性というのは、最初の1回目ぐらいならわかるんです。それが6回されている。これはその監査の中でまたされると思うんで、これ以上は問いませんけども、そういう6回もやる必要があったのかということはちょっと疑問が残るんです。それはそれでよろしいんですけども。また、先ほど確認した決裁規程では、契約金額300万円以上の契約の締結は町長決裁となっております。この件、この内容について、町長は把握していたものと思いますけども、相違ありませんか。町長です。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 300万円というのは、決裁では町長決裁ということは承知しておりました。ただ、議員おっしゃるように、緊急やむを得ない場合、行政の第一義的な使命というのは、身体、生命を守ることですので、緊急やむを得ない場合はそういう措置もいたし方ないのかなと、それは担当課が十分吟味した上でだったと思うんで、その辺についてはそれを了として決裁を行ったところでございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 何回も言いますが、最初のときは仕方ないと思うんです。ただ、これ23、24年度で6回もやっていることについて、それだけ緊急性があったのか、必要性があったのかということがちょっと疑問があるということが1点です。また、先ほど確認した財務規則の専決の規定から見ても、決裁規程から見ても、町長の責任においてこの工事契約、随意契約の締結、それも工事代金の支払いもされたと思いますが、町長はこの点について、このことについてどのように感じられているのか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） この工事につきましては、連続性がある工事だったと私は思っておるんですけれども、それが担当課がそういう結論で私のほうへその工事の状況を報告し、そういう形で連続性のある工事については途中でやめて、区切り、区切りというのはなかなかしにくかったんかなと、当時私はそういうところの方面では現場も見てませんし、いろいろ災害の復旧に努めておったところでございますので、担当のその現場の対応に頼らざるを得なかったという

ところもございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 町長、現場も見えていないと言って、これ町費5,900万円も使ってるんですよ。そういう工事で、やはり一度、1 件5,900万円というたら大きい工事ですから、やはりそれを確認するぐらいのしてもろて、どうしても緊急性が必要なんか、そういうものはやっぱりやってもらわんと、だらだらと6 回も支払ってしまうような結果になると思うんですよ。これは行政運営を進めていく中で、法律とか条例とか規則とかを遵守した中で行財政運営をお願いしたいと思うんです。この件につきましては、現在住民監査請求が提出されて審査中ですので、これ以上内容についてはお尋ねいたしませんけども、ちょっと確認ですけども、地方自治法の第242条の第5 項の規定では、監査委員の監査及び勧告は、監査請求があった日から60 日以内にこれを行わなければならないと。それでまた、4 項では、監査請求があった場合においては、監査委員は監査を行い、請求に理由がないと認めるとき、これ請求に理由がないと認めるときですけども、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表しとなっております。そしてまた、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長、その他の執行機関または職員に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつこれを公表しなければならないと規定されているんです。このように理由がないときも、理由があると認めるときも、こういうふうに公表しなければならないとなっております。それで、受理した10月10日でよろしいんですかね、それ9 日なのか、60 日後の12月8 日が期限となっていると思うんですけども、これに間違いはないかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

その監査期間60 日間の起算日はいつかということになるかと思えますけども、起算日は届け出日になります。ですから、10月8 日から起算しまして、10月10日の翌日からの起算日になりますので、最終的には12月7 日の土曜日が60 日目に当たります。ただ、この12月7 日というのは曜日でいきますと土曜日になりますので、こういった場合は翌の月曜日、12月9 日までということと規定されてございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） それでは、住民監査請求の監査結果を待ちたいということで、次の質問に移らせていただきます。

町長の1 期目の選挙時の5 つの約束の一つですけども、ここにそのときの公約ですか、持っているんですけども、この中に5 つの約束ということで、2 番目に住民参加でガラス張りの町政ということで載せられているんですけども、そのことについて少しちょっとお尋ねします。

これまでに私一度尋ねたいと思ってたんですけども、あなたの1 期目の選挙時のときですけども、ガラス張りの町政推進をということ言われているんですけども、そのときの町政は曇りガラスだったと感じたのか、それともコンクリート張りで不透明だと感じていたのか、お尋

ねします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 町民のほうから聞くと、なかなか中身がわかりにくかったということが多かったかというのは聞いております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それで、そのときに役場職員とか役場のOBたちは、これまでの町政や地方事務を推進する中で、住民に知られたら困ることがあるんだ、隠していることがあるんだと、だからあなたが町長になられたら困るんだと、その秘密を隠し通すために役場OBを町長にしたいんだといううわさがまことしやかに流されておりました。また、あなたの街頭演説の中で、これちょっと本当かどうか、聞いた中で、私が、あなたですよ、私が町長になれば、役場行政の中の隠し事が表に出てくると、皆さんがびっくりするようなことが出てくるというようなことを言われていたということなんですけれども、それは事実でしょうか、うわさだったのでしょうかね。私はびっくりするような、そのような隠し事はありませんかと思っているんですけれども、あなたが町長として町政を担われたこの4年間にそのようなことがあったのか、そのようなことが出てきたのか、最後にお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時私が考えてたのは、ごみ袋の件も疑問がございました。ただ、それは疑問でございます。あと調べたのは、交際費の件も平成1年から24年の決算まで町長交際費についても調べさせていただきましたけれども、概略の金額数しか出ておりませんので、中身については私も詳しく調べることはできなかったわけなんですけれども、一番多いときで640万円ぐらいの交際費を支出していたと。平均で、中村町政中間ぐらいからは100万円以下、私の場合も100万円以下ということで、その辺も中身の精査についてはやっておりますけれども、どのような形だったのかなというのは今でも思っております。ただ、そういうことも含めていろいろ調査し、疑問に思うことということ自体が疑問に思っておるわけで、そういうことがいろいろな面で今後はそういうことは不透明でなく透明性のあるような形で私は進めていきたいとは考えております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ごみ袋のこととか交際費のことでそういう疑問を持たれたということなんです。あなたはごみ袋のことで議員のときもいろいろ質問していたと思うんですけれども、これは私、中村町政の中でも行政の中で一緒にいたわけなんですけれども、そのときは中村町長は実にクリーンな人で、そういう交際費の面で見ても不要な交際費というのは使わなかった。そして、しがらみのない行政をされたと、実にあの人は町行政の中でも行財政の面でも厳しい運営をされて、小泉改革の中で厳しい、言うたら交付税措置の減額とかいろいろあったわけなんですけれども、そういう中でも十分きちんと対応されて、町の財政を立て直したというふうに私は感じています。ですから、そういうふうな疑問とされるようなことはなかったと私は思っています。そういうことで、これ以上もう聞きませんので、これで私の一般質問は終わらせて

いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 下崎議員の一般質問を終結します。

次に、2番荒尾議員の一般質問を許可します。

2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） ふるさと納税の活用についてですが、ふるさと納税について、那智勝浦町の名品贈呈制度をつくって、特に9月にインターネットに載せて、多くの方々が那智勝浦町にふるさと納税してくださっていると聞いています。私の6月の一般質問時に、町長は前年度でも10件ぐらいなもんかと思うんですというお答えをされてたんですね、とおっしゃってましたが、今回の補正予算では1,500万円の見込みをしています。町長はこれをどのように活用しようと考えていますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 目的別に納税されている方、それはほかには一般で使えるような仕方、ただ納税してくれる方が地域の発展を願っているんでありますので、そのような趣旨に基づいてお金のほうも使えればと考えております。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 本気で集客とか利便性の向上や、また宿泊されたお客様にぜひ町歩きとか、浴衣歩き、浴衣で歩いてもらえるような計画を考えていただけないでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今後はそういう面も含めて検討はさせていきたいと思いますが、何分ふるさと納税で今予約がそういう件数ということで、満額来るとは限りませんが、いろいろな分野で有効には使っていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 新聞にも前に書かれてたんですよ。この地方でふるさと納税を活用できていないような、そして基金に積み立てているだけというところが多いみたいで、できればやっぱり速やかに企画を出して、計画をして実現していくというやっぱりこう活用を素早くやってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 財政面のほうからお答えさせていただきます。

基金につきましては、従来今まででしたら、本年度寄附金いただきました額につきましては、年度末に基金に積み立てはしてございます。ただ、翌年度の予算の中ではその基金全額を取り崩して寄附いただいた事業に充てるように心がけというんか、行ってございます。ですから、24年度におきましては、112万5,000円の寄附金をいただいてございます。その分につきましては、25年度の当初予算のほうに財源として繰り入れさせていただいてございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） その実行した内容をちょっとお聞かせ願えます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

寄附いただいた中には事業指定というような形で、当町が募集しております快適で安心して暮らせる事業とか、地域の個性を生かした事業とか、そういった形で御寄附をいただいておりますので、そのような形に沿った事業、そちらのほうへ充てさせていただいてございます。

○議長（森本隆夫君） 2 番荒尾君。

○2 番（荒尾典男君） そしたら、全体の中のほうに盛り込んだ、いろんなそういうふうな事業に盛り込んでいって、固定的な分としてはこれをこういうふうな活用の仕方をしたという形はないということですね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

寄附金につきましては、24年度では32万円でした。ほんで、24年度につきましては、先ほど申しましたように112万円余りの寄附金をいただいております。なかなかこれだけの金額で1つの事業を実施するということは難しい、金額的にも不足してございますので、目的に合った事業の一部として寄附金を使わせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 2 番荒尾君。

○2 番（荒尾典男君） 前は新聞のほうでは活用されていないと書かれてたんですよ。そやから、できればやっぱり公表して、今回の場合で少し金額が上がってきてますよね。やっぱりしつかりした、寄附が少ないからこういうふうなものに入れてしまうというんじゃないくて、やっぱりその寄附は寄附でわかったような使い方をしっかりしてもらおうほうが、僕はこの行政の中の財源の中の大きな行事の中に織り込んでしまうんじゃないくて、それはその使い道をしっかり明確に寄附された方に伝えられるような使い方をしたほうがいいんじゃないかと思いますが、そこら辺どうですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、前年度あたりにつきましては、額的には少ないものでございましたので、そのままほかの財源と一緒に事業のほうに使わせていただいております。ほいで、今年度25年度につきましては、さきの補正予算で年間約1,500万円という形で補正予算を組まさせていただきます。これにつきましては、全額歳入されるかどうか、見込み計上でございますので、額の確定はできておりませんが、額的には大きなものとなってきてございます。新年度に向けまして、その事業の使い道をホームページ等で御紹介させていただきたいと考えてございます。

○議長（森本隆夫君） 2 番荒尾君。

○2 番（荒尾典男君） さっきも言ったように、本当に集客や利便性の向上や本当に効果のあるようなものにしっかり企画で組んで、そして町のためになるような使い方をしてほしいと思っています。大きな予算の中に、こういうふうな中に盛り込むんじゃないくて、やっぱりそれを今まで

にない部分の新しい企画というのをつくってやってもらいたいなと思っております。どうでしょうか、それは。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

新しい企画云々というお話でございます。25年度、先ほど申しましたように、約1,500万円の見込みの寄附金いただいております。じゃ1,500万円でどれだけの事業ができるのか、小さなものであれば可能かと思えますけれども、大きなものになると1,500万円の金額では不足、そういったことで、またそれが基金に残ったままでありますと、基金に積んだままじゃないか、そういうお叱りも受けるかと思えますので、またその辺も含めて検討はしていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 金額大きいからできる、小さいからできるという問題じゃないですよ。小さくてもできるもんもあるでしょう。20万円そこらとか、人の善意をしっかりと踏まえてやるべき行為じゃないですか、それは。少ないからできない、もっと大きなものをするって、おかしい答えですよ、これ絶対。寄附してもうた人に対して失礼です、そういうふうな考え方は。だから、速やかに企画を一生懸命して、少なからうが、大きからうが、それ用の企画組んだらどうですか、計画したらどうですか、それをできませんかと聞いてるんですよ。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 企画の内容によっては確かに少ない金額でできるものもあるかと思えますけれども、今のところは新しい企画というのはちょっと考えてはございませんけれども、また新年度に向けて検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） よろしくをお願いします。

次に、施設事業計画についてお伺いします。

今後の町の施設事業計画についてですけど、どのような施設事業を計画しているのか、総額の予算は幾らぐらいかかるか、そして全ての施設事業に係る町の負担する金額はどれくらいですか、町債は最大でどれほどになりますか、そこら辺をちょっとお伺いしたいです。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 今後の事業計画ということでございます。現在考えられている部分で、ハード面のほうでございますけれども、現在事業がもう既に実施されておりますJRへのエレベーター設置事業、下里地区で行われております江川の樋門の整備事業、ほんで天満の大谷地区で行われております残土処理場、ほんでそれから新病院の建設事業、そういったものが既に現在実行されてございます。今後予想される事業としましては、天満区との期限協定も結ばれてございますけれども、クリーンセンターの建設、あるいは色川小・中学校の新築工事、そういったものも考えられてございます。そういったものを含めまして、大体総額で、大体事業が複数年にわたりますので、今財政のほうで考えてございますのは、26年度から29年度

にかけまして総額で約70億円、あとこれに新病院建設の病院へのほうの繰り出し等も含めまして約90億円余りの事業になるかと考えてございます。

町債の関係でございますけども、これにつきましては現在、当地方は過疎地域に指定されてございますので、過疎債の活用というのが大きなものになってくるかと思います。事業が進められている中で過疎債の借入れというのをやっていきますけども、過疎債も含めての起債の借入れのピークになるのが27年、28年ごろではないかと考えてございます。過疎債の場合でしたら据置期間が3年ございますので、実際の償還が始まるのは31年ごろ、そのように考えてございます。そのような形で借り入れた場合ですと、当然公債費比率というのも上がってまいります。これにつきましては財政のほうで試算を持ってございまして、平成36年あたりから38年あたりにかけまして約16%ぐらいの公債費比率になるかと考えておりますけども、財政健全化基準、早期健全化基準につきましては25%でございまして、数値的にはまだ大丈夫な状態にあるとは考えてございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） いや、その町債の金額をお伺いしているんです。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 失礼いたしました。地方債の現在高ということで、先ほど申しましたような事業を実施して地方債を借り入れた場合、平成28年度から32年度ごろにかけて現在高で140億円を超える見込みとなってございます。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 先ほど3番議員の下崎議員が、中村町政はクリーンで、確かに何もやってこなかったという部分もあると思います。それが重なっていろんな工事ができていないのもあるかもしれません。でも、これ余りにもこの金額というのは、現在一番、この前の23年度末の那智勝浦町の町債というのは68億円ぐらいでしたか、そして県下でも住基人口で割ると一番少なかったですよ。そういうふうに一生懸命頑張って町の債務を抑えてきたのに、この計画でいくと68億円が140億円になってしまうじゃないですか。そして、ピーク時、そして支払いが31年ごろから始まると言ったんですか。そしたら、次期、次のときに、次の次期町長になられると、今回、わかりませんが、そのときにはもう支払いが始まる時期になってくるといことですね。やっぱりこれは財政シミュレーションをきっちりやってもらって、またこのことも全部町の広報や新聞等に、町の皆さんにわかるように発表していただいて、このままの予算、このままの町政をやると140億円になるということもしっかり知らせるべきですよ。これからまたしっかり本当に行政をガラス張りにして、みんなにわかるようにやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

町民の皆様にはガラス張りというんですか、お知らせしたらどうかということでございます。

ただいま私のほうで申し上げました金額等につきましては、今の状態のままで新しい事業を行っていった場合のシミュレーションでございます。そういったことで、何かの都合で1つの事業が中止になった、そういうことがあれば当然この数字というのは大きく変わってきますので、そういった不確かな状況のもとで、10年後あるいは15年後の状況はこんなんだ、そこまではちょっと広報的にはしにくいのかなと考えてます。決算の時期につきましては、その年の1年間の事業ですけども、そういった中では町債どれだけ、現在高がどれだけ、それに対して借金返済額は幾ら、そういったものはまたお示しはさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 僕もたまにこれを読んです。議員必携というのを読んですが、町の行政に関してですが、教育施設にしろ、土木、建設にしろ、財源は確保されているか、もしも歳入の見積もりが甘かったり、起債が過大で将来の町財政に不安を残すということであれば、削減するなり繰り延べるなり何らかの修正を加える必要がある。これこそ議会の予算審議における第一の使命であるというふうに書いてます、責務だと書かれてます。やはりこういうふうな短期間での過大な動きというのはやっぱりしっかり財政シミュレーションを組んで、この先4年間としたら4年間の分を必ずやるという分に関しては、そしたらちゃんと広報すればいいじゃないですか。そして、ガラス張りの町政、本当にわかる町政、みんながわかるように広報をしてやってほしいんですけど、それをお願いして、私の一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時25分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

7番田中議員の一般質問を許可します。

7番田中君。

○7番（田中幸子君） では、通告に従って一般質問を始めさせていただきます。

安心・安全、やさしいまちづくりということでいたしました。

まずはこの中で、町内の側溝の整備ということで1つ。最近では集中豪雨や雨が連続して降り続けるという異常な状況です。雨水がうまく排水しなければ、交通やふだんの生活に支障が起ることになります。側溝にごみや土、草が生えとうまく排水しないということでは原因になることもあるので、各地区では年に1度大掃除をしています。今でも北浜とか築地、それから天満、町の中とか箇所におきましては側溝の整備というんですか、それがされているんですけども、この整備はもうこれで終わりでしょうか。整備というのは、要するに今市野々でも角のふたぼこぼことあって、それからグレーチングというのがあるんです。大掃除するときはそれを一つ一つ取らないといけないという状況にありますので、もう整備されているところはセメ

ントで全部塞がって、その間、間にグレーチングがあるというような状況なので、そういう工事をしていただきたいという声を町民の方にも聞いていますので、今もうストップしているとか、されていないという状況なので、どうでしょうか、今後。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

町道の側溝の整備につきましては、各区からの要望により工事を進めさせていただいているところでございます。ただ、一昨年の平成23年の台風12号災害以降は、災害復旧工事優先のため、平成23年度9月以降、24年度、25年度も含めまして、各区からの要望に対する側溝整備工事ができていないのが現状でございます。新年度、来年度以降は、道路新設改良費の予算の範囲内で各区の要望に対応できるよう工事を進めさせていただきます。なお、小規模の側溝修繕工事につきましては、災害復旧工事中も随時維持修繕工事に対応させていただいております。ただいま議員御指摘の年1回の側溝の清掃につきましては、区民の皆様の御協力を得まして清掃をしていただいているところでございます。グレーチングというのが網の形で一般的に施工させていただいています。従来はふたをする側溝でした。ふた形の側溝なんですけども、やはり車とかの重量に耐え切れずにふたが破損するケースがございますので、現在の側溝整備の基本といたしましては、2メートルに1カ所程度のグレーチングをして、あとはコンクリで固めるというような工法をとらせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 来年度のほうからは少しずつしていただけるということですね。区からも割と要望が入っているということなんですけども、ぜひそれを進めていただきたいと思います。私も市野々に住んでいます。市野々も全部それなんですけども、市野々のほうでは男の方が全部2人でこう挟んで上げていただいています。私も1回やったことあるんですけど、かなり重たいので、やっぱりお年寄りの方がされるときは大変な思いされると思います。1つや2つではないので、区でやるとなるとちょっと数もありますから、これから清掃もちゃんとしていかないと虫が湧いてきたり、また嫌なにおいも出てきますので、ぜひそれを進めていただけるよう。できてないところも結構ありますので、先ほども言われたように、区の方と計画的に進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それから次に、観光の説明パネルのことについてなんですけども、観光で来てくださるお客さんたちなんですけど、よく那智勝浦の歴史とか状況をわかっていただくために、パネルやそれからポスターなども張られているんですけども、それは結構勝浦の駅とかバスターミナル、それから船乗り場とか、箇所箇所ということでお客さんが一番通るところに張っているということなんですけども、それでもできれば那智勝浦町の歴史的なパネルも張っていただけたらなというふうに思います。そのパネルというのが、ちょうど総務課のほうですか、階段上がったところに見かけましたので、とても大きなので、英語とかタイ語ですかね、あれ、いろんなよその国の文字も一緒に入っていましたので、そういうのも一緒に張るといいんじゃないかと感じたん

です。そういうものも張ってお客さんにも那智勝浦町のことも少し目でも読んでいただけたらなというふうにも思います。またさらに、駅の標示なんですけども、よく町を歩いてますと、勝浦の駅はどうやって行ったらええんやろうって聞かれるんです。ところどころ県がこうそういうのを張ってくれてはいるんですけども、お客さんの目にたまたまとまらなかったのか、そういう面もありまして、そら毎日聞かれるわけではないのですが、たまに聞かれます。町の人、もう少しわかるような道案内というか、標示をつけてくれたらどうやろうという声も聞きますので、そういうのも観光課のほうで考えていただけたらと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの町内の案内板等の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、町内各地の案内板の整備状況ですけども、まず平成17年度に県の補助を受けまして、勝浦地域、まず築地の交差点、これはめはりやさんの前の交差点等なんですけども、それと役場の前、シーハウスの前、バスターミナル、そして港の足湯付近、そして駅前と、ここに道案内の看板を多言語で整備しております。その後も平成23年度には国交省のほうの事業で、国交省の直接の事業で町内17カ所のところに案内板及び施設あるいは名所に関する説明文を、これも多言語で、英語、中国語、韓国語、そして日本語表記の多言語の看板を設置していただいております。そして、24年、昨年度ですけども、県のほうで、県の単独事業で35カ所、町内35カ所同じような形の表記を看板をやっていただいております。その他の例えばいざかた通りとかですと、地域の商店街の方なんか協力して地域のパネルを掲示していただいたり、そういうこともございますけども、今後必要な場所がありましたら、随時そういった観光客にやさしいまちづくりを目指して、そういったとこの整備もしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） この国とか県の補助をいただいたときに、つけるときには、じゃ観光課のほうで歩いて、ここにつけたらいいというふうに決めておられるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 国、県の事業のときについてでも、まず関係者を集めまして、協議会的に、ここに要る箇所、そしてどういう表記がいいか、そういったのを検討した中で国、県のほうで事業実施をしていただいております。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） 商店街の人とか、住んでおられる人たちがここにも欲しいねというような声がありましたら、ぜひその声も今言われたように聞いていただいて、その場所にどうかということをもた検討していただけたらなという、その町民の人の声も生かしていただくということもいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。そういうことはできますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 看板につきましては、既設の看板との必要度、そして町民の皆さん、そして観光客からの意見等々、そういうのを勘案しましてまた整備も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） よろしく願いいたします。

次に、これも観光の関係でお聞きしたいと思います。ごみが、私達も視察行ったりすると、バスから見ると、よく道路とかに草が生えていたり、空き缶とかごみが本当に山ほどずらっと道路端で落ちてるとこもいっぱいあるんですけども、やっぱり観光地のとこでそういうのというのはよくないなというふうに感じます。この那智勝浦町も観光地として本当に役場の職員さん、また皆さんは一生懸命、観光に来られた方、また地域に催しなどを組んでいただいて本当によく頑張っていたいただいていると思います。あと、そういう中でもやはり県道筋の雑草がよく、県道筋とか国道筋の雑草またはごみですか、そういうなのが、空き缶とか結構落ちてるような状況もあります。それについてですけど、雑草については年に2回ほどでしたか、草刈りを県は県、それから国は国のほうでたしか請け負ってされてるというふうに前お聞きしたかとは思んですけども、やはり草などは年に2回ぐらいしてもなかなかすぐに生えてくるというような状況もありますが、そこらの対応というのは余り考えておられませんか、お聞きします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

町道の雑草といいますか、町道のごみにつきましては、建設課のほうで作業員のほうで毎日というわけじゃないんですけども、定期的にパトロールしながら、ごみ等があれば清掃しているところがございます。県道につきましては、那智山勝浦線のところで花壇がございまして、その清掃につきましては県管理でございますので、県が年に1回もしくは2回という定期的な清掃をしていただいております。さらに、町といたしましても、クリーン作戦といいまして、各種事業団体とともに、花壇だけじゃないんですけども、周辺を清掃させていただいているところがございます。国道につきましては、基本的に国交省さんのほうで定期的に清掃活動を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） 町の中でもごみはお持ち帰りくださいという張り紙もしていただいておりますので、どうなのでしょう、大分前ですかね、割とごみが結構ふえてくるということで、ごみ箱というのをなくそうということで、ごみ箱をとこどこに置くのはやめたかなというふうに思うんですけども、それ以後は割とごみが減ったというふうにも聞いたことを覚えてるんですけども、那智山なんかでも歩いている人たちもおられますし、車でも来られる方がいてるんですけど、ずっととこどこごみ箱や缶のほかすところは置かなくてもいいんですけども、

たまにすこっとう置いとくほうがごみも割とあちこちほかさなくていいのかなというふうに思ったりするんです。もしかしたら置けば置くほどそこへまたごみだめになってしまうかなという考えもあるかもしれませんが、ごみを持って、遠くから来られる、那智勝浦に来られる方は割と遠いところから来られる方が多いので、そのごみを持って帰るというのが、ついということではかされる方もおられると思うんです。それはもう良心的なと言われたらそれなんですけど、その対応もしていくのも観光地のやり方ではないかなと思ったりしています。ごみ箱を置くということの考えはどうか、ないでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

ごみ箱の設置ですけれども、やはりごみ箱を設置するには住民の方の声というのにも必要となります。以前の例ですけれども、那智山、滝におりる鳥居の前の県道のカーブですけれども、そのバスの皆さんとめてるところに以前はごみ箱を設置しておりました。ですけれど、やはりバスで乗ってきたお客様がそこへずっと持ってきたごみを捨てられるとか等々ありまして、結構山積みになっているという状況が五、六年前にありました。それで、那智山区の方なんかは、住民の総意でそういうのを取ろうということで、それから今現在は置いてません。そういういろいろ地域の住民の方の意見、事情等々ございますので、安易にごみ箱を設置するというのもちょっとできない部分もあろうかと思えます。その辺ごみの状況と地域の住民の方の考え方、そういったものを勘案しながら判断していきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） 割と見えないところにごみをぽっとうほかす、草むらにほかすということも出てきてもいるかなと思いますので、またそこらも検討していただきたいと思います。

次に、最後になりますが、中学校の学校給食の実施についてです。

このことについて、色川、これから那智中学校の建設も終わって、それから色川小・中学校の建設もかかることになるわけですが、すぐすぐということでは、学校給食もするのは大変かと思いますが、教育委員会というか、そこで実施に向けての調査とか何か考えとか、そういうのはされておられるでしょうか、今までの取り組みといたしまして。

○議長（森本隆夫君） 教育長笠松君。

○教育長（笠松昭紀君） お答えいたします。

私、平成20年10月に教育長に就任以来、たしか12月議会やったと思います。この給食についての一般質問をお受けしました。その中で、当時の財政状況等を勘案しまして、しばらくはしませんという御返事させてもらったと思います。ただ、先日6 番議員さんのほうからも食育の大切さということを御指摘されました。特に、成長盛りの中学生については、教育委員会としては給食については重く受けとめております。近隣の市町村では、太地町、それから古座川町、それから北山村、旧古座町は小・中学校とも実施をしております。それから、新宮市は中学校は実施しておらなかったわけですが、昨年度からモデル校を決めまして、神倉小学校と緑丘中学校で親子方式で実施をしております。先日研究会がございまして、その実施の成果を

お聞きしました。それで、今年度以降、光洋中学校、それから城南中学校も実施の予定だそうでございます。それから、旧串本町は小・中学校とも実施をしておりません。ただ、平成27年度に高台に給食センターをつくって、そして小・中学校とも実施をするというつもりです。本教育委員会としても、本当に食育の大切さ等、定例会で何回も論議を重ねました。そして、いろんなハードルがございます。それで、そのハードルをクリアするために、本年4月、町内の小・中学校の教職員が全部集まります教育研究会の総会の中で私のほうから、近い将来、中学校の給食を実施したいという旨をお話をしました。その中で、いろんなハードルがあるわけですが、それを何とかクリアさせてほしいんやということで、その後校長会で中学校の給食についての準備検討委員会の立ち上げの旨をお話をしました。その中で、クリアしなければならないことは、まず準備委員会の構成メンバー、学校長、それから栄養士、栄養教諭、それから給食主任等を集めての構成メンバーを論議をしました。それから、2点目は、親子方式にするのか、センター方式にするのか、これの選択についても論議をしていただくということになっております。それから、保護者の意向を酌み取るアンケート、といいますのは、現在のところ、給食を実施していないところでは給食費の心配がないわけです。それが1校に3名も子供がおりますと、給食費の支払い大変になってまいります。そういうことも含めまして、本当に中学校の保護者は給食を希望してあるんかというあたりのアンケート。それから、給食の時間の確保と授業時間、クラブの時間の確保等についても検討を願おうと思っておりました。といいますのは、現在小・中学校とも新学習指導要領によりまして授業時数が若干ふえてあります。特に、中学校は時間数がかなりふえてますんで、本当に時間数の確保は大変やと思います。それと、部活動、クラブ、これとの時間の確保ですね。それから、特に中学校で心配されますのは、残飯の少量化の工夫、といいますのは、私も古座町で給食しましたんで、特に夏になりますと残飯が非常にふえてまいります。それと、女の子は太るとかということで余り食べない傾向がございます。だから、残飯の処理とミルクの処理が非常に大変やったわけです。だから、ここら辺に食育についても十分授業等でしていく必要があろうかと思います。それから次に、給食費の徴収について、それから未納金の徴収について。新宮市は教育委員会が責任を持って給食費の徴収、それから未納金の徴収もやっておるようでございます。ですから、新宮市の中学校は、モデル校の小・中学校は給食費の心配は全然要らないわけです。それから、配食、配膳の施設と、これについても十分考えなければならないと思います、親子方式にしてもいずれにしても。それから、調理員さん、栄養士の数がどうしても今のままでは不足やと思います。こういうことを検討してもらうために、7月に準備検討委員会を開設する予定でございました。そして、上司のほうにこうこうで準備委員会立ち上げたいんやということで伺いましたところ、いろんな工事が入ってますんで、28年度以降に実施する方向で検討してほしいということでございますんで、特に構成メンバーは教員が入りますんで、人事異動もございまして、今設置しても人事異動等でかわってしまいますんで、今のところ準備委員会も立ち上げておりません。今後も中学校の学校給食につきましては、教育委員会としてもいろんな情報を集めて実施の方向で検討してまいりますんで、ひとつよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） 教育長から随分いろんなことを検討しているということで今話をさせていただきました。すぐすぐというのは本当にこういう状況も調査しなければいけないということがあります。かといって子供たちの先ほど言われた食育の関係ではやっぱりほったらかしに、一番大事な時期ですので、時間かけてということもありましょうが、やはり調査もしなければいろんなことでつまずいてしまうと余計遅くなることもあります。確かにそのとおりです。ぜひ実現に向けてこういうこともぜひ進めていただいて、頑張っていただきたいなと思います。本当に今いろいろとしていただいているんだなというふうに感じました。こういうことも那智勝浦は本当に4校の中学校ですので、子育てということも含めて実現に向けてこれからも頑張ってくださいようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

13時58分 休憩

14時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、1 番左近議員の一般質問を許可します。

1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） それでは最初に、改正耐震改修促進法の施行、現状と対策についてお尋ねいたします。

けさほど6 番議員が質問されまして、大概のことは当局から答えていただいております。重なる部分もあると思いますが、御容赦願います。

まず最初に、県の行政建物、ほとんど耐震診断、補強が終わってきているとしておりますが、本町の該当する行政建物はどうなっていますか、お答え願います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

議員御質問の中では、県有施設についてはほとんど終わっているということで、県のほうは耐震改修計画におきましては、多数の者が利用する建築物については27年度末で90%、ほんで県有建物、これは地震時の活動拠点になる建物ですけれども、そちらについては26年度末で100%を目指すというような目標を立ててございます。本町の現状ということでございますが、小・中学校につきましては、色川の小・中学校を除きまして耐震改修のほうは終了してございます。那智中学校につきましては現在建設中で、こちらのほうも耐震化ができるということになってございます。保育所につきましては、現有施設の中では南大居保育所が耐震化ができていないということでありましたけれども、本年度予算をいただきまして改修を行うことになってございます。また、町民センターにつきましては、今年度実施設計をさせていただき、ま

た来年度に改修を行いたい、そのように予定させていただいております。あと大きな建物としましては、もう御存じのとおりこの庁舎、あと消防の本部、病院、そういったものにつきましては耐震診断、本庁につきましては耐震診断は受けてはございますけども、ほかの施設につきましては、耐震診断も受けていない、耐震化ができていない、このような状況となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 県のほうはほとんど終わっていると、ほいで町はこれから耐震やらなあかんという箇所が多いということですね。それと、民間の病院なんですけど、例えばうちの朝日のところにある病院なんかでも大きいですね。恐らく耐震済まされたのかなと、民間のことやから町はどんなんかということで、ある程度把握したあると思うんですよ。ほいで、あそこの病院は特に今患者さんも多いし、そのあたりはどうでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 申しわけございません。民間の施設に関してちょっと今手元に資料はありませんので、御勘弁いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） ということは、これ行く行くは公表もするということと、ほいでまた入院する人らも不安に感じることもあると思うんですよ。また調べて、また後日御報告願います。

それともう一件、天満中村にあります促進住宅、あれも町と直接関係ないと言うたらないんですけど、まあ言うたら促進住宅ということで前は政府の関係したあれなんですね。ほいで、町にもあれを何とか買うてもらえんかというような話もあったと思うんですよ。ほいで、あそこも4階建てかな、5階かな、それで特にあれ買うてほしいと言うたときに、ちょっと財政的に無理なんでだめだということやったと思うんですよ。ほいで、僕もその管理している方に直接聞いたことあるんですけど、あれもし、今はどないなっておるのかわからないんですけれど、三輪崎、ほいで天満、串本と同じ管理によってそこが回って管理していると。ほいで、それをもし売りたいと言ったときあったと思うんですよ。ほいで、今どうなってるんか、ちょっとお答え願いたいんですけれど、更地に、売れなんだ場合はこれ更地にするという話、あの当時あったと思うんですね。今はどういう現状なんか。ほいで、もしあれ売ると言うたときに、買わなかった理由というのは何でしょうか。例えばあの土地が更地になってしまったら、住んでる人がもう那智勝浦町におらんと、よそへ行って転出するということもあり得るんで、なるべくやったら買うてほしいという僕は思うとったんですけど、今はどういうお考えなんか、それも含めてお答え願います。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

雇用促進住宅につきましては、申し出のあったときに調査の資料の中で、昭和42年に建設という資料が残っておりまして、平成20年にそういった先ほど議員さん御指摘のありました買っ

てくれないかという申し出がありまして、結果的には平成22年3月に、現在のところはちょっと難しいということと、将来的に見ても負担がふえるので現在のところはちょっと難しいというお断りの返事をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 町長、今もそのあれに変わりありませんか。あれもし将来的にもまたあれなくなるということになると人口が減るということも考えられます。そういうことで、町長、そのことについてお考え、答えていただきます。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 最終的な結論を出したときに、解体費と家賃収入とほいで年間の維持管理費、修繕費を鑑みたときに、どうしても赤字を振っていくであろうというそのときの試算でありました。そういう意味で、当時断念いたしました。今後も解体費等の補助金なり、所有の県のほうがその費用負担をしてくれるというのであれば、その辺のときには考えれるかもわかりませんが、現状ではこの現状のままで進めていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） この法律が施行、25日ですか、施行された。これことしの説明あったとおり、5月22日に参議院本会議で全会一致で通ったと、法案が成立してまあ現在25日より施行ということで、この建物の僕、この間民間の言うたら旅館へ商品卸している方からちょっと聞いたんですけど、例えば耐震、これ出たらもう大変なんやというて、ほいで困つとる、まあ困つとるというんかな、ほいで景気の悪いときにこういうのがあって直すのに大変なんやということだと言われておりました。ほいで、これ例えばの話、この間大阪でも国土交通省の担当者がビル関係とか、そういう関係の該当するようなところの人たちに説明会を開いておりました。その中で、ビルの耐震化は古い、大きい、人が集まるという規制対象となる建物ですね。それを確定作業を早く周知して、耐震診断の実施について理解を得て、一步一步着実に進めていくという考えを述べておりました。設計事務所の方々、関係者、これ何百万円単位やと、診断だけで1,000万円以上かかるんじゃないかと、そういう建物が、大阪なんですけど、多いと、ほいでホテルの関係の人も避けて通れない問題だから、できる限り前向きにと言ってるんですよ。ほいで、コンサルの会社の人は、補強となると大きなお金が出ていくと、個人でも企業でも簡単にはいかないということで、ほいでそれと何というんですか、これによって、先ほど6番議員がインターネットにも公表されたら大変やということを言われておりました。それと、踏まえてもう一つは、旅行業者、案内してあっせんする旅行業者がお客さんをホテルへ紹介する、旅館へ紹介するときに、耐震、公表もされない、診断も受けたくないなとこに客は振らないということなんですね。そやから、そういうことますますあれだと思っんです。そこで、ちょっとお聞きしたいのは、最終的に災害のときに協力する旅館、ホテルには最高、最低、最後には2分の1の補助、それと県のほうで4分の1という話がありました、3分の1かな。ほいでそれと、伊東市だったかな、国が2分の1してくれるんやったら、県も4分の1し

てくれると、あとを市が4分の1するんだと、まあまあしてもいいというようなこと、財政豊かなんでしょうね。その場合、うちの場合、町からの負担というのは非常に難しいと思うんですけど、そのことについてのお考えはどうでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

まず、確かに耐震診断受ける、耐震改修を行う、多額の費用が見込まれております。これ私のほうでちょっとつかんだ資料なんですけども、全国旅行ホテル生活衛生同業組合というところがございまして、そちらのほうの委員会で試算した金額がございます。ちょっと報告させていただきます。これは鉄筋コンクリートの3,000平方メートル級のホテルという前提のもとでの仮定ですけども、診断では約600万円ぐらい、平米当たりいきますと約2,000円、ほんで改修に当たりますと5,000万円から1億5,000万円、最高の場合でしたら平米当たり5万円ぐらいかかるだろうという見込みを立ててございます。ほんで、先ほど私のほうから国の補助率、県の補助率、報告させていただきまして、診断におきましては事業所は6分の1、これは県と町が協定結んだ場合ですけども、事業者の負担割合が6分の1、改修の場合でしたら15分の4、こういった比率は出ております。ただ、現実には町内のホテルが全て診断を行い、改修を行った場合に、どれぐらいの費用が発生するのか、現在のところまだ全然わからない状態であります。そういった状態でありますので、町の補助を出すにしても、どれだけが適当なのかというようなことまでちょっとまだ検討は及んでいないところでございます。また、今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） けさの説明と今の説明聞いてもう大体理解したんですけど、繰り返して言いますけれど、確かに僕、今から40年ぐらい前になりますか、あるホテル、今もばんばんやってる大手のホテルなんですよね。そのホテルも増改築、初め3階だったと思います。それが4階、5階というて増築したんですね。ほいで、いろいろ建てかえまでいかんけど、修繕し広げて、間取りなんか広げてやられておりました。そういった中で、設計事務所の方でも、これは診断したくない複雑怪奇な構造と形状をなしているようなあれがあると言うんですね。そういったところやったら物すごい費用かかるんやないかということで二の足踏まれるホテルもあると思うんですけど、参考に一応それを申しておきます。

それでは、耐震改修促進法ですか、それについて終わりますして、次の観光と地元食材の融合、地産地消のさらなる推進についてお尋ねをいたします。

先般、当町のホテルにおいて表示の誤りというんですか、偽装問題というんですか、そういうのがありました。これ地元の食材をちょっとこう時期的に間に合わんときは使わなんだということなんでしょうね。それで、私思いますのは、特に海産物についてなかなか難しいところがあると思うんですよ。野菜とかあれやったら大体余り言われなんでしょうが、特に観光と食材というんですか、例えば観光に来ると言うときは、那智勝浦町、熊野古道とか温泉とかあってお客さん来てくれると。リピーターの方はやっぱり地元の食材、あれをごちそう、温泉

入ってゆったりしてリラックスしたいと、そういったときに言うたらそういう後から、時期的に手違いがあつてそういう食材を使ったということ、普通考えてもそう余りあれやないと思つても、やっぱり地元のエビやとかマグロやとか、そういうのを目当てにやっぱり来るお客さんも多いと思うんですね。この供給なんですけど、僕ちょっとこれ、例えば県は聞き取り調査を、また指導しているんですけど、町はそのことについてどのようにお考えなのか、また指導とか、そういうことをやられたんか、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの件についてお答えいたします。

この食品の誤表示につきましては、保健所のほうで聞き取り及び指導をしております。これにつきましては、一般小売店の生鮮食品及び加工品等々につきましては、町のほうでその立入調査をする義務がございます。食品を料理にして提供するところの指導等につきましては、保健所、県のほうで担当しておりますので、この指導につきましては保健所のほうでやっている状況でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） こういうことで楽しみに観光に見えておられて、そこで言ったら全国的にこれ偽装問題というのが発覚、発覚というんかね、ちょっとあつた。中にはひどいのは、牛肉に脂もののあれを注射してあれしたという、ちょっとこう理解に苦しむようなあれされたということのはあつたんですけど、うちの場合は、食材が切れて地物が使えなんだということなんですけども。それと、これ地元になるべく長い間、地元でとれる水産物を確保しておくのにどのような方法が、言うたら生産を高めるとかということ、旬のもんというたら旬のもんなんですけど、そういう確保というんですか、なるべく地元産の水産物を確保したいというた場合の方法なんですか。それと、それに関してですが、この間の予算、例えば25年度の予算では、水産振興で稚貝、稚魚の中間育成、稚魚の放流補助金として1,300万円ほど出しておるんですね。そういうこともありまして、生産を高めるとのことだと思うんですけど、そのことと関連してどうでしょうかね。もうちょっと生産量をふやすとか、また旬のものを長く、もうちょっと長くという方法というんですか、ないもんなんですか、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、安定な供給を図るためには、何といつても生産量の増加を図ることがまず肝要かと考えております。そのため町といたしましては、水産振興会あるいは各漁協に対しまして補助、あるいは水産振興会での事業実施等で、餌場になります藻場の造成、それと魚場を回復するために築いそ事業、投石ですけども、これを行っております。それとともに、議員今おっしゃられたとおり、稚魚の放流、あるいはアワビ、イセエビ等々の稚魚の放流を行いまして、中間育成を行いまして漁獲量を図る、漁獲量の向上を図っているところでございます。また、それぞれのものにおきましては旬というものがございまして、ある一定の時期にとれる、放流をやった場合、保管して出荷量を調整する等々考えられることもございますが、現在の状況でありま

しては、漁獲量をふやして少しでも市場に供給できる量を確保したい、そういう方向で事業を進めているところでございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 確かに地元産と言うたら、1 つちょっとお聞き、前後するんですけど、地元産という定義というんですか、どの辺までを地元産として、例えばこの辺というか、水産物やったら尾鷲から串本間とか、それとも県内というのを地元産とされておるのか、そのところでしょうかね。地元産と言うたときに、幅広い意味で言ったら県内産を言うもんなんか、それからこの辺のことを言うんか、ちょっとそれについてお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

今の地元産という言葉にはいろいろとり方があろうかと思います。しかし、私ども事業を進めていく町の立場としましては、町内の漁協、そこにある水揚げを地元産と考えて事業を進めておる次第でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 地元産、地元の漁協でとれるということで、そうやってやっていくと、よくわかりました。そこで、僕いつもこれイセエビ、新鮮、安いといってこの間イセエビ祭りと、食材としてイセエビ、これ宣伝があれだと思んですけど、例えばようクイズらで出ます。そのときにイセエビの生産高の日本で1 番、2 番、3 番というんですか、これのランクはどこですかといってよう出てテレビでやっておるんですけど、まずは千葉とかいろいろな名前出るんですけど、和歌山県というのはすぐぱっと出てこんようなんですけど、これについて、生産は2 番なんですね、全国の、そうですね。ということで、宣伝がもうちょっと、特にこれ那智勝浦町でイセエビ祭りってやってるんやから、食材としてマグロに次いでイセエビやというのをもうちょっと、これやっておるんですけど、どうでしょうかね。2 番でしょうね、ちょっと質問。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えさせていただきます。

現在和歌山県のイセエビの生産量というのは2 位であったり3 位であったり、ベストスリーで上下しているところでございます。そして、今議員のほうでイセエビ祭りについてお話がございましたが、これは和歌山県がそういった全国でもベストスリーに入るイセエビの漁獲を誇っている。その中でとりわけ本町も当時でしたら県内1 位、そして現在、古座町と串本町合併しましたので、そちらのほう若干生産量ふえてるんですけども、マグロの生産量は皆さん御存じなんですけども、そういったイセエビの部分についてはまだ知られていない。こういったことを宣伝PR する、そして地元の人にもそういったことを知ってもらうということで、5 年ほど前からイセエビ祭りをやっております。これにつきましてはいろいろ少しでも皆さんに認知していただいて、そして全国的に情報発信できるように今後も創意工夫して事業を、祭りの実施を行っていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 確かにマグロ、そしてイセエビというのもほんまの食材としてはもう絶好の高級魚であってあれだと思うんで、これ何とか、三重県でイセエビと言うたら三重県がトップかなと思ったら千葉県だと思うんですけど、そういう意味で何とか宣伝、力を入れてやってほしいと、このように思います。

次に、この間総務委員会でもいろいろ報告を受けておるんですけど、議会でも報告あったと思うんですよ。ふるさと納税の僕これね、インターネットで、そして資料も置いておるのをいただいたんですけど、これネットで公表されて、言うたら例えば1 万円以上の御寄附をいただいた方に那智勝浦町の名品を贈呈いたしますと、こちらから御希望の品名を、こちらからというのは載っているあれですね、お選びくださいと言われております。僕ちょっとこう拝見したときに、熊野牛なんか物すごい人気があるということで、生に近いということでなかなか発送の料金もよくかかるということでなかなか好評なんですけど、割と生産者の方も価格の面でちょっと苦勞されておるようです。そこで、僕、色川茶ですか、名産の色川茶、これ商品にしては、例えばこれネットで御寄附いただいた方、ネットでなくても御寄附いただいた方に、これ色川茶らも候補の中に入っているんじゃないかと思うんですけど、これなぜ入っていないかなと思うたりするんですよ。ほいで、この色川茶にもいろいろあって、このカタログというんですか、ネットでこれ色川茶が茶業組合が出しているネットで、色川茶、ほうじ茶、玄米茶とあるんですけど、紅茶もつくっているということをお聞きしました。これ紅茶を生産しているのも余り知らない方もおると思うんですけど、この景品、商品の中で、贈呈する商品、名品の中に色川茶どうなんでしょうかね、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

現在ふるさと納税していただいた方に対して、またお礼の意味を込めまして那智勝浦町の名品をお送りさせていただいております。ネット上に載っている名品としては9 種類ございます。ほんで、まずこの9 業者を選んだいきさつなんですけども、まずは商工会のほうに依頼いたしまして、商工会のほうからそういった形だったら受けれるよという回答をいただいた方をまず上げさせていただいております。その当初、商工会と色川の茶業組合とのほうで話がなかったのか、その辺はちょっと私把握してございませんけども、そういったことで載ってはいけません。ほいで、議員さんも御存じかと思いますが、その名品のうちの一部につきましては、ちょっと今取り扱いを中止させていただいているものもございます。当初私どもとしては、3,000 円程度で送っていただきたいというような形で始めさせていただきました。当初の場合は寄附件数も少なく、業者の方にも大した負担にもならず進んでおりましたが、最近になりまして件数がかなりふえてきて、業者の方にもかなり負担をお願いしてございます。特に、生鮮品の場合でしたら一日でも早く着く、そういった発送が必要でありますので、業者の方から寄附された方へいついつなら在宅ですかというような事前の連絡をとっていただきまして、その日程に合うように発送を調整させていただいております。そういったこと

が件数がふえることによりまして、かなり負担を強いているものと思っております。そういうこともございます。そういった中で、今後に向けてでありますけども、今の業者をそのまま続けていくほうがいいのか、あるいは新たな業者を見つけて、また議員さんおっしゃられてるとおり、名品をふやしていくほうがいいのか、その辺も含めて検討はしていきたいと思います。ただ、役場サイドからこれを名品として指定しますというわけにはなかなかいきません。先ほど申しましたように、業者の方にはかなり苦勞をかけることになりますので、まずは目ぼしいというんでしょうか、業者の方にお声かけさせていただいて、納得していただいた上でまた名品をふやしていきたい、このように考えております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 僕その色川茶の関係の人にもちょっとこの話をお伺いしたんですよ、ちょっとどんなして、応募というんですか、これ、これ応募してないんですかというときに、なかなかいろいろ売るのに上手な方と、割と地道にやられる業者の方もあると思うんですけどね。ほいで、それと僕自身が思ったのは、今先ほど言いました紅茶というんですか、紅茶もあると、ほいでその紅茶の生産は若い人たちがやっているというようなこともお聞きしました。ということは、若い人たちがそのように研究し、また開発し、そのようなことをやっていただくと、例えば過疎化進んでいる色川地区にやっぱりもうちょっと生産量ふやしてようけ買ってもらえてああというたときに、やっぱりまたそれなりの過疎化がちょっとストップするんじゃないかと、そういうこともちょっと頭にぱっと浮かんだものですから、特に人口の過疎化、小学校も生徒数の少ない、建てる、建てんというのの対象にもなると思うんですけど、なるべくそういう将来は色川茶を含めてこういうのを売り出して景気よく発展したらよいんじゃないかと。特に、ネットでこのお茶というものは、僕物すごく人気出るように思うんですよ。色川でも聞きますと、やっぱり高いお茶もあるし、ある程度の値段に合わせて詰め合わせもできるということなんです。よく検討して前向きに考えたってください。

それから、次の話させてもらいます。

学校給食への地元の食材提供はどのようにされておられるのか、ちょっとお答え願います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 学校給食における地元食材という御質問でございます。御存じのとおり、主食と申しましょうか、米食については、色川地区は各農家、自分とこから持ってきていただく、そしてほかの小学校につきましては、太田の地おこし会の御協力得まして、町内産の米を各小学校でさせていただいております。そして、おかずと申しましょうか、副食のほうになりますと、地元の商店で買わさせていただいておりますが、そのものそのものが町内産の野菜かどうかは定かではございませんが、そういう努力をさせていただきつつ、旬の時期には地域の農家から直接買いをしたりして子供たちに給食のおかずとして出ささせていただいております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1番（左近 誠君） これは学校給食に使用する食材について、地産地消の観点からということで、例えば福岡県の福岡市ですか、ここでは主食に小学校、中学校でしょうね、米飯、米の御飯に我がとこでとれる、市内でとれる米を使っていると、ほいでそれで全部賄えるのかといったら賄えないですね。そういった場合は県産、福岡県産、まあまあ言うたら和歌山県やったら和歌山県産を調達していると。それと、パンとかあれは小麦でできておるので、それは外せると。それと、今学校給食で米粉パンというのはどんなんですか、使っているんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 申しわけございません。米粉でつくったパンということでしょうけど、パンは週に1回あるんですが、それは米粉でしてるかどうか、私把握しておりません。申しわけございません。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） というのは、僕はなるべく消費は那智勝浦町の米、特に太田産のお米は旅館組合にああやって補助金も、補助というんですか、そういう形でもやられておるというたときに、うちで生産する、太田だけではなしに、市野々でも田んぼ持って、下里でも田んぼ持ってやっておるというたときに、地元でやっぱり消費してもらったら、送ってわざわざあれせいでもある程度振興につながるんじゃないかと。特に、ほいで米粉パン、これ小麦粉も使うのかな、小麦と玄米とまぜて使うのかな、そやから米粉パンと言うのかなと思うんですけど、一応こういうのを使って、福岡市では使っているということなんです。小学校で、勝浦小学校で米粉パンというのは使ってるんかどうか、また調べてほしいと思います。

それと、地産地消の中で牛乳なんかでも、特に地元の牛乳というよりは、言うたら福岡市の場合は九州産という、言うたら、ここらで言うたら近畿で賄うと、まず市があって、県があって、九州があるという考え方なんです。なるべく身近なとこでとるということなんです。特に、食材で旬のものを一応使うというのはあれだと思うんですよ、基本でね。野菜なんかどのようにされておるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 私どもの町の農家の、大規模農家はなくても小規模農家が点在しておりますので、先ほど申しましたように、旬の時期には地域小学校区の農家と直接取引をして野菜を入れさせてもらったりしております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 確かに福岡市でも米は時期的に5月にするときには少ないと、我がとこで8月以降でなければ生産ができませんということで少ないんでしょうね。ほいで、県内産から、例えば5月の場合は市内でとれたお米が16%、ほいで県内産を84%使ってる。ほいで、12月になったら市のお米が25%、県内産で75と落ちるということなんですけど、地元のなるべく使っているということですね。とれないもんは県内産のほうでやるということです。

それから、言うたら先ほど産業課長から答えていただいたんですけど、海産物、言うたら水

産物ですね、お魚とか、ああいうのはどないだったんでしょうかね。冷凍もんでほとんど賄うんですかね、どんなんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 海産物につきましても、町内の地元の各学校の最寄りの業者でしますので、ある程度この地域内でとれた生を主に使っております。そして、私どもの町の特徴として、マグロを使った料理というのも月1回出させていただいております。そして、私どもの世代ではちょっとわからなかったんですが、今の35から下の世代には、マグロのケチャップ煮というのが学校給食出たという思い出があると、大体7割以上はおいしかったと、あと2割ぐらいは覚えていないと、覚えていなかったんだから本人は感動なかったんだらうということで、そういう地域の食材を使った料理も献立の中で考えさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 隣町の太地町でも鯨たまに出るかして、たしかテレビでやっと思ったと思うんですよ。よそのところでもカニの、北陸のほうかな、カニのときには小学生にカニ、地元のとれたカニというのが出ておりました。うちのほうでも今エビが高いんでなかなかあれなんですけど、もし機会があれば、うちの食材は、町また県はエビがあればいいってちょっとでも提供されておったらまた喜ぶと思うし、また頭に入ると思うんです。それもまたお願いしておきます。

それから、最後になりますが、先ほど食育というところで、7番議員の質問の中でもう教育長がほとんど答えていただいたんですけど、僕から1点ちょっとお尋ねをいたします。

まだもう一つ、病院給食についてちょっと忘れておりましたんで、病院給食はどのようなっておりますか。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） お答えいたします。

当院の病院食の食材につきましては、特別食、医療食というのはかなり特殊な食事形態になりますので、これを除いて、納入については地元業者を活用させていただいております。ただし、納入される食材の生産地等はなかなか使われている食材の全てを把握しているというわけではございませんので、御了承いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 食育について先ほどあれやったんですけど、幼稚園から小学校の子供たちを対象にした食育の取り組みということだったんですが、これこの事業の中で県の東牟婁振興局かな、このあれが力を入れて、この間勝浦小学校ですか、小学校でも高菜が何かのあれやったんですね、それをちょっと御説明願いますか。

○議長（森本隆夫君） 教育長笠松君。

○教育長（笠松昭紀君） 先日勝浦小学校で県の学校給食研究大会がございまして、今学校には町内で1名栄養教諭というのがございます。栄養士の方が資格を取って県の受験をして教諭に、普通に教えられるのを栄養教諭と言うわけですけど、今勝浦小学校に1名ございます。もう一

名、宇久井小学校におったんですけど、今年度の異動でかわりましたんで、今のところ栄養士2名、それから栄養教諭が1名でございます。栄養教諭は授業を行うことができますんで、その中で食育について指導しております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 今勝浦小学校における高菜の収穫体験、体験もやったんですね、これ子供たちがね。そういうことで食育による地産地消の推進ということもやられておるんですけど、今後農家で生産したもんをなるべく、町外へ持っていくということもあると思うんですけど、なるべくやったらもう運送費もかからん地元で消費して、特に旅館とかホテルで消費してもらって、生産量を高めたらまた、お米でもそうだと思うんですけど、放棄地というんですか、ほらくられる土地が活用されるということになると思うんですけど、力を入れてやっていただきたい、このように思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全部終了しましたので、これをもって一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは一般質問の予定となっておりますが、本日で全て終了しましたので、あすは休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 御異議なしと認め、あすは休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時07分 散会